

生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会  
第1回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会  
(第1回) 議事次第

令和3年10月25日(月)  
11:00~13:30  
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
  - (1) 座長の選任
  - (2) 新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について
  - (3) 生活困窮者自立支援制度の施行状況について
  - (4) 本検討会での「議論の視点(案)」について
4. 閉会

【配布資料】

- 資料1：生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会開催要綱  
資料2：生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会の位置づけについて  
資料3：新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について  
資料4：生活困窮者自立支援制度の施行状況について  
資料5：本検討会での「議論の視点(案)」について  
資料6：生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見  
資料7：構成員提出資料

【参考資料】

参考資料：生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理(平成29年3月17日)

2021-10-25 第1回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

○唐木室長 定刻となりましたので、ただいまから、第1回「生活困窮者自立支援制度のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、本検討会の構成員をお引き受けいただき、厚く御礼を申し上げますとともに、御多忙の折、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、昼の時間帯を挟む開催時間となってしまう、申し訳ございません。

本日は、座長の選任までの間、進行を務めさせていただきます、生活困窮者自立支援室長の唐木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本検討会の構成員を御紹介させていただきます。

構成員の御紹介に当たっては、50音順で御紹介させていただきます。

- ・市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員、朝比奈ミカ様
  - ・大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課長、綾賢治様
  - ・NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長、池田昌弘様
  - ・読売新聞東京本社論説委員、大津和夫様
  - ・認定NPO法人抱樸理事長、奥田知志様 少し遅れられております。
  - ・豊中市社会福祉協議会福祉推進室長、勝部麗子様
  - ・早稲田大学法学学術院教授、菊池馨実様 本日は御欠席でございます。
  - ・大阪市立大学大学院都市経営研究科准教授、五石敬路様
  - ・慶應義塾大学経済学部教授、駒村康平様
  - ・野洲市市民部次長、生水裕美様
  - ・明治学院大学社会学部教授、新保美香様
  - ・一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行常務理事、NPO法人ワンファミリー仙台理事長、立岡学様
  - ・川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長、田辺智宏様
  - ・A'（えーだっしゅ）ワーク創造館副館長・就労支援室長、西岡正次様
  - ・高知市健康福祉部福祉管理課長、藤村睦人様
  - ・中央大学法学部教授、宮本太郎様
  - ・グリーンコープ生活協同組合連合会常務理事・生活再生事業推進室長、行岡みち子様
  - ・NPO法人キッズドア理事長、渡辺由美子様 少し遅れられております。
- 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
- ・山本社会・援護局長
  - ・本多大臣官房審議官
  - ・駒木総務課長
  - ・池上保護課長
  - ・進士保護事業室長

- ・ 田仲地域福祉課長
- ・ 佐藤職業安定局就労支援室長
- ・ 本多企画調整専門官

それでは、開会に当たりまして、山本局長より御挨拶を申し上げます。

○山本局長 社会・援護局長の山本でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

生活困窮者自立支援制度につきましては、施行7年目を迎えました。本日もお集まりいただいた構成員の皆様を初め、全国の関係者の皆様の御理解と御尽力に、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、自立相談支援機関への相談や緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の件数が急増しております。

自営業者や外国籍の方など、これまで困窮者支援の窓口につながってこなかった新たな支援層が顕在化し、支援ニーズも多様化しています。こうした新たな支援層、支援ニーズにどのように応えていけるか、制度の真価が試されている時であると感じております。また、複雑化、複合化する地域住民のニーズや課題に対応し、地域共生社会の実現に向けた取組を一層促進するため、今年度から、重層的支援体制整備事業を開始しております。

今回の検討会に御参画いただいている方の中にも、困窮制度の立ち上げから重層事業まで一貫して取り組まれている方がいらっしゃいますが、生活困窮者支援の分野から生まれた断らない相談や伴走型の支援といった取組が課題を抱える方々の支援の礎となり、地域共生社会の実現につながるものと考えています。

本検討会はこのような大局を視野に入れつつ、平成30年の改正後の施行状況も踏まえながら、生活困窮者自立支援制度として、今後伸ばすべきところを見極めるに当たっての論点整理をお願いするものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く中、当面はウェブ会議形式での開催とさせていただく予定ですが、活発な御議論をいただけることを御期待申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○唐木室長 会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

また、今回の検討会は、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。本検討会では、これ以後の録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、本検討会の座長の選任に移らせていただきたいと思います。選任につきましては、構成員の互選ということになっております。立候補または推薦はございますでしょうか。

駒村構成員、お願いいたします。

○駒村構成員 宮本構成員を推薦したいと思います。宮本先生は、御案内のとおり、生活困窮者自立支援制度創設から定着、施行まで非常に中心になって尽力されていますので、本制度にも十分精通していて、適任だと思います。いかがでしょうか。

○唐木室長 ありがとうございます。ただいま、駒村構成員から、宮本構成員の推薦がございましたが、ほかになければ、宮本構成員にお願いできればと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○唐木室長 ありがとうございます。それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、宮本構成員に本検討会の座長をお願いしたいと存じます。宮本座長より、一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○宮本座長 座長を今仰せつかりました宮本と申します。どうかよろしくお願いいたします。

しばらく前までは、こういうお仕事を仰せつかったときは、若輩者ですがというふうに申し上げていたのですけれども、今はもうすっかり年相応でという形で、年齢順でみたいな形になっておりますけれども、少しでも皆さんの議論を活発に、皆さんのお考えを引き出せるように尽力させていただきたいと思っております。

今まさに、コロナ禍の中での困窮者自立支援制度。これを見ていると、本当にこの制度、これまで皆さんのお力で支えてきて、ここまでつくってくることができたわけですから、よかったなあと思っております。

実際、例えば住居確保給付金の利用などは、実に前年度、コロナ勃発前に比べて34倍ということになっていきますし、相談件数そのものが、3倍以上でしたか、急増しているということです。この制度の重要性、この制度が大事、不可欠であるということが改めてはっきり示されていると同時に、この制度と現実のニーズとの若干のずれというか、ギャップのようなものが併せて見えてきているということが言えるのではないかと思います。

例えば、これまでどうしても雇用を必要としている人たちということで考えてきたわけですが、自営業の方々がたくさん窓口に出て、支援員も戸惑うといったようなところが出てきていますし、併せて、生活保護だけは勘弁してほしいというふうに反応される方が多い中で、所得保障ですね。住居確保給付金、あるいは特例貸付等のニーズが爆発的に拡大しているという問題であるとか、あるいは、事態の緊急性ですね。基本的には、困窮者を時間かけて支えるということを想定していたわけですが、極めて緊急なニーズにどう対応するかといった問題等々、制度の重要性と併せて、この制度と現状のギャップのようなものも見えてきて、ここをいかに調整していくかということを考えなければいけないのですけれども、それに関わってもう一つの大きな問題というの、あるいはジレンマというのも見えてきている。

といいますのも、その調整を図る場合は、例えば生活保護の制度だとか、あるいは居住

の制度であるとか、あるいは、最近スタートした孤独・孤立の支援の制度だとかいったところの新たな連携調整が必要になってきているわけですが、これも、ある意味でちょっと皮肉だなと思うのは、この制度が2015年に施行されて、その重要性が日々実証され、まさにコロナ禍の中で改めて確認された。そうした中で、この制度がもともと抱え込んできたいろんな支援の要素が、いわばスピアウトするような形で、別建てになっていくという傾向もあります。

これは、住宅のほうでは住宅セーフティネットの取組が国交省等で始まっていますし、あるいは、孤独・孤立という問題も、またこれ、別建てで内閣官房の対策室で始まっているという問題があります。もともとこの制度が一括して対応しなければいけない問題が重要であるがゆえに別建てになっていくという、これはもう一つのジレンマであります。

こうした中で、どうそこを調整していくのかということについてもなかなか悩ましいところだなあと思ってございます。ただ、これは、例えば自分に引きつけてみると言い訳なのかもしれません。といいますのも、恐らくここにいらっしゃる多くの方々も、そうした、どんどんスピアウトしていく制度、それぞれに関わっておられるのではないかなあと思っているのですね。

そういう意味では、皆さんのお力で、こうつないでいく、こう包括的な支援をしていく。そして何よりも、自治体の現場がそうした諸要素を一括し、包括し、皆さんが元気を出してもらうための支援をしなければいけない。そのためにどういう手だてが必要かということも御存じの方が多いのではないかと思います。

そういう意味では、今2つのジレンマについて、制度内在的なジレンマと、その制度と他の政策、制度領域との調整というジレンマと2つのジレンマを申し上げたわけですが、その解消の道筋も、御参加の皆さんがある程度までは御理解され、またその鍵を持っていらっしゃるのではないかなあと思います。何とぞよろしく御議論のほどお願いしたいと思います。

もう一点、今回はワーキンググループを設置して、親会とワーキンググループを効率的につなげながら議論を進めるという形になると思いますけれども、これも後で事務局のほうからまたお話があるかと思います。その点含めてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の議事は、新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者自立支援について、これが1つ、それから、生活困窮者自立支援制度の施行状況について、これが2番目、それから、本検討会での議論の視点、いかなる視点から議論を進めるか、これが3番目でございます。

まず、事務局のほうからこの検討会の位置づけ等、既にお手元に届いている資料に基づいて一括して御説明いただいた上で、その後、皆さんに御議論いただくという形にしたいと思います。

では、事務局から説明、よろしくお願いたします。

○本多専門官 それでは、資料に基づきまして、事務局から御説明させていただきたいと思っております。

画面共有にて進めさせていただきます。

それではまず、資料1ですけれども、こちら、今回の検討会の開催要綱ということにつけさせていただいております。1番の「趣旨」のところですが、今回、生活困窮者自立支援法の平成30年の前回の改正の附則において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされております。また、先ほど宮本先生のほうからもありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、困窮者支援においては、支援対象者像の変化ですとか支援ニーズの多様化といったような課題が表面化しており、こうした課題に対する制度的な対応というものが求められております。

このような状況を踏まえまして、検討規定を踏まえた制度の見直しは、来年度、社会保障審議会の部会のほうで議論させていただくことを予定しているのですが、その議論の前段といたしまして、今後の生活困窮者自立支援のあり方等についての論点の整理というのを行っていただくため、本検討会を開催させていただいております。

それでは、この資料の2ページ目になりますけれども、今回の検討会の構成員の名簿をつけさせていただいております。合計18名の構成員の方に御参画いただいております。

続きまして、今回の検討会の位置づけということで説明させていただきます。先ほどの開催要綱と若干重複するところがあるので、省略しながら説明させていただきます。

まず、前回の改正法の国会の附帯決議ということで2ページ以降つけさせていただいております。附帯決議の中では、生活保護と生活困窮者自立支援制度の有機的な連携のあり方を含めた見直しですとか、生活困窮者自立支援が着実に断らない相談を実践するための十分な支援員の配置やスキルの向上ですとか、3番になりますけれども、各任意事業として設けられている事業のさらなる実施促進といったところが附帯決議の中で述べられているところです。

また、7ページ以降は地域共生社会の直近の動きについてつけさせていただいております。昨年6月に改正社会福祉法が可決・成立されまして、先ほど局長から申し上げましたとおり、本年4月から地域住民の複合化・複雑化したニーズに包括的に対応する事業として、重層的支援体制整備事業がスタートしております。

10ページから12ページまでは、今回の論点整理検討会と、あと生活保護のほうの検討のスケジュールについてつけさせていただいております。

左側が今回の生活困窮者自立支援制度の改正のスケジュールになりますけれども、まずは、こちらの論点整理検討会のほうを計4回程度開催させていただきまして、来年4月に取りまとめをさせていただく予定となっております。

また、この検討会の下にワーキンググループというものを設けまして、こちらのほうで個別の論点について詳細な議論を行っていただくことを予定しております。

右側になりますけれども、生活保護のほうも並行して議論を進めていくことになっておりまして、こちらについては、国と地方の実務者協議を今後開催していく予定になっております。こちらも令和4年3月目途で取りまとめる予定になっております。

それぞれ、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度を議論いたしまして、一番下になりますけれども、令和4年5月以降に社会保障審議会の部会のほうを開催させていただき、次の制度改正に向けた議論を進めていくということを予定しております。

11ページは、本検討会の取りまとめまでのスケジュール、現時点の予定ですけれども、つけております。こちらに記載しているように、各検討会の間に、ワーキンググループのほうで個別の論点について議論を進めまして、ある程度ワーキンググループのほうの論点というのがまとまってきた段階で、こちらの検討会のほうに御報告させていただくというような形を想定しております。

こちらの検討会でいただいた論点とか御意見につきましてはワーキンググループのほうにもお伝えさせていただいて、そちらでも議論させていただくことを予定しております。

最後、12ページですけれども、ワーキンググループの構成員の名簿ということでつけております。※印の方は本検討会との兼任となっております。

続いて、資料3及び4について説明させていただきます。資料3及び4は、生活困窮者自立支援制度の現状ということでつけております。

まず、1ページですけれども、検討会で議論をお願いしたいポイントといたしまして、マルの1番、新型コロナウイルス感染症等の影響を把握・分析し、支援対象者像の変化や支援ニーズの変化などの新たな課題への対応を検討する。こちらのマルの1番に関する資料として、コロナの影響に着目して資料3というものをつけております。

マルの2番ですけれども、平成30年改正の改正事項を中心に、法に基づく各事業の実施状況などを把握・分析した上で、さらなる支援の強化に向けた対応を検討する。

そのような観点から、資料4ということでつけております。

それではまず、資料3を説明させていただきます。3ページ以降、国が新型コロナウイルスの流行下で生活困窮者支援として実施してきた取組について資料をつけております。

まず、3ページですけれども、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の貸付について、コロナの中で特例として対象者を拡大するなどの措置を講じながら実施してきたところです。こちら、実績をつけております。

また、5ページ、こちらは生活困窮者自立支援法に基づく居住支援として実施しております住居確保給付金になりますけれども、こちらについても、支給対象者のマル2のところにありますとおり、給与等を得る機会が本人の責に帰すべき理由、都合によらないで減収した方で、離職、廃業と同程度にある方についても、今回、昨年4月から対象にして実施しているところです。こちらも直近の実績をつけております。

また、経済的支援の3つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金として、社会福祉協議会が実施している貸付を借り終えてしまったり、あとは再貸

付不承認となった方で、一定の収入、資産要件などを満たす方について現金給付ということで実施しているものになります。

経済的支援のほかにも、困窮者支援の機能強化で、ICT化の取組、相談体制の強化といったものですか、SNSを使った周知などを行っています。

12ページ以降は、直近のデータから、新型コロナの前後での相談者の変化ですか課題の変化といったところを説明させていただきます。

まず、相談件数の変化ですが、コロナ前に比べて相談件数は約3.2倍、プラン作成件数は約1.7倍ということになっておりまして、特に緊急事態宣言のときに相談件数は増えている傾向があります。

また、相談経路ですけれども、コロナ前後で比較しますと、家族、知人はそれほど増えていないのですけれども、本人ですか関係者からの相談というのが急増しております。相談のきっかけとしては、国、自治体、自立支援機関等の周知ということで、先ほどの各種支援策の周知というところからつながってきている方が多いということが分かるかと思えます。

また、年代といたしましては、20代、30代が多くなっておりまして、性別も加味してみますと、20代、30代の男性で特に増加幅が大きくなっております。世帯類型といたしましては、若年、単身の男女、中年単身の女性ですか、ひとり親世帯、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯というところが多くなってきております。

18ページ、こちらは実際の相談者の実例ということでつけております。

19ページになりますけれども、9割以上の自治体が相談件数は増加したと感じており、特に解雇・雇止め等による非正規労働者や個人事業主が増えたと感じている自治体が8割を超えております。

20ページ、21ページは、相談時の就労状況ということでつけております。20代以上全ての年代において、就労している方からの相談が大きく増加しております。こちら、女性についても同様の傾向となっております。

22ページは、自治体規模別で見た相談件数の変化というところですが、都道府県、一般市町村に比べ、指定都市、中核市、特別区において増加幅が大きくなっております。

23ページは、新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化の課題・特性というところに着目した資料になっております。コロナ前後で比較しますと、経済的困窮、住まい不安定、ホームレス、ひとり親、外国籍といった相談が増えております。

また、抱える課題の数としては、3個以上が半数以上を占め、複合化している状況というのが見て取れるかと思えます。

25ページ、26ページは、自立相談支援機関に来られた方のうち、プランを作成して支援している方の抱えている課題の上位4つをコロナ前後で比較したのものになります。

まず25ページ、男性で見ますと、社会的孤立ですか住まい不安定といった相談が増えてきているということが分かります。

26ページ、女性ですけれども、こちらも住まい不安定については、男性と同じく増加しており、また、30代、40代の女性ではひとり親という相談が増えています。

27ページですけれども、顕在化した支援ニーズというところで、こちら、自治体がコロナの対応を踏まえ、顕在化ニーズとして感じているものとして挙げておりますけれども、緊急時の食料供給、ハローワークとの連携による就労支援、家計に関する相談といったところが顕在化していると感じております。

また、28ページ、29ページは、コロナを踏まえて新たに連携を強化した機関・分野というところですが、まず、行政機関としては従来の生活保護部門等に加えまして、ひとり親、地域包括支援センター、税の部門、住宅部門と幅広い連携が始まっているというところになっております。

また、行政機関以外ですと、社会福祉協議会ですとか法テラス、フードバンクといったところと連携を強化しております。

30ページ以降は、今回、コロナ対応を踏まえて自治体を感じている課題ということでつけております。

31ページ、制度全体に対する評価といたしまして、コロナの大きな影響がある中でも、困窮、自立支援制度については76.1%の自治体が「機能している」と回答しております。人口規模で見ますと、1万人未満の自治体では、「機能している」の割合がほかの人口規模に比べて低くなっております。

32ページですけれども、76.1%の自治体が制度は機能していると答えている一方で、本来業務の負担はどうかというところでアンケートをとっております。9割以上の自治体が、丁寧な相談支援ですとかプランの作成といった本来業務の実施に負担や困難というのを感じております。また、右側の円グラフになりますけれども、住居確保給付金の申請に来られた方で、平時であれば丁寧にプランを作成して支援することが望ましいのだけれども、継続的な支援につなげられていないケースがあると答えた自治体が半数以上にのぼっております。

また、コロナに対応した中で今後課題となってくると感じていることについて、33ページにつけております。緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者というのが今後急増するのではないかとといったことですか、再就職が難しい相談者が継続ケースとして滞留するのではないかとといったことが課題として9割以上の自治体を感じております。

また、機能強化の取組状況といたしまして、機能強化したいとか、実施したいと思っているけれどもできていないものとして、多いものから、就労体験等による就労支援の強化、商工部門等と連携した就労支援などといったことがなかなか取り組めていないというような回答が挙がってきております。

それでは、資料4に移らせていただきます。こちら、直近の施行状況ということでつけております。

5ページ目、自立相談支援事業の利用の状況といたしまして、先ほどと重複しますけ

れども、相談件数は約3.2倍、プラン作成件数は約1.7倍となっております。就労増収率をとっておりますけれども、こちら、相談件数全体の急増により、27%という水準になっております。

7ページですけれども、横軸が支援員1人当たり人口をとっております、縦軸が新規相談件数の区分ということでとっております。人口1人当たりに対する相談員の配置というのが手厚い自治体ほど、新規相談の件数も多くなってきているというようなデータになっております。

また、新規相談・プラン作成の概況を自治体別にまとめているのが8ページになります。こちら、横軸が新規相談件数、10万人当たりの件数になります。縦軸がプラン作成率になっております。下の平成27年度のデータで見ますと、10万人当たりの新規相談件数が20件以上、かつ、プラン作成率50%以上の自治体が右上の11自治体しかなかったところですが、令和元年度になりますと、その同じところにいる自治体が32自治体に増加しており、相談件数ですとかプラン作成率というのが各自治体において充実してきているというような状況が見えるかと思えます。

9ページ以降、各法定事業の実績についてつけております。住居確保給付金については、令和元年度から、令和2年度に比べて約34倍の増加となっております。住居確保給付金の利用状況といたしましては、63.6%の方が休業等ということで申請されております。また、年齢割合としては30代が最も多くなっております。

11ページですけれども、任意事業の実施状況でございます。平成30年の改正で努力義務化したしました就労準備支援事業、家計改善支援事業は順調に実施が増加してきており、令和2年度で60%を超えております。また、右側になりますけれども、一時生活支援事業については30%台の実施にとどまっており、子どもの学習・生活支援事業は、令和元年度、令和2年度とも64%の実施となっております。

努力義務化した就労準備支援事業・家計改善支援事業については、このまま順調に延びていけば、令和4年見込みで80%を超える見込みとなっております。

各事業の利用状況と支援効果というところでつけております。まず、就労準備支援事業については、73%の利用者が就職ですとかほかの就職に関する事業につながっております。また、事業を利用した方と利用されなかった方の比較で見ますと、自立意欲の向上改善ですとか社会参加機会の増加といった効果が表れております。

家計改善支援事業については、自治体の意見としては、債務滞納の解消に役立ったとか、世帯の包括的な支援に役立ったという声が聞かれております。また、利用された方とされていない方の比較で見ますと、会計の改善ですとか債務の整理といったところに効果が表れております。

15ページ、一時生活支援事業になります。こちらについても、65%の退所者が、退所後に就職ですとかほかの福祉の措置の利用に結びついております。

右側になりますけれども、平成30年の改正で、退所者等の地域での見守り支援などを目

的としました地域居住支援事業というのを設けたのですけれども、一方で、こちらの利用というのは19自治体に現状とどまっているという状況になっております。

16ページ、子どもの学習・生活支援事業になります。こちら、平成30年改正において、学習支援に加え、生活習慣育成環境の改善といったようなことを法律上規定したことにより、2019年から新たに生活支援の取組を始めた自治体が25%ということで、一定の効果が上がってきております。

17ページは認定就労訓練の認定状況となっております、令和3年3月31日時点でこのような認定状況となっております。

次の18ページ以降は、自立相談支援機関に来られた方のうち、プランを作成して支援をする方で、初回の面談時と初回のプランの評価時を比較したときの支援の効果というところをつけております。

まず、プラン作成者に関して、初回の相談時の状況というのは19ページに記載のとおりとなっております。

それぞれ、「自立意欲」「自己肯定感」「社会参加」という3つの観点から、事業のプラン作成とか事業の利用の効果というところをつけております。

まず、プラン作成対象者に係る状態像の変化というところで、プラン作成をして支援した方については、自立意欲、自己肯定感、社会参加のいずれもステップアップが見られております。3項目全てが上昇しているという方は23.9%となっております、3項目のいずれかがステップアップしている方は約4割となっております。

21ページは、プラン作成者の方のうち就労準備支援事業を活用した方と活用されなかった方の比較をつけております。就労準備支援事業を利用された方、されていなかった方を比較しますと、自立意欲、自己肯定感、社会参加において、いずれも2割程度ステップアップ率が高くなっております。

22ページは、同じ比較というのを家計改善支援事業で行っているものになります。こちらでも利用された方のほうが、1割程度ステップアップ率が高くなっております。

23ページになりますけれども、こちら、プランを作成して支援した方における変化ということでつけております。一般就労開始ですとか自立意欲の向上・改善については2割以上の対象者に変化が見られております。一方、この間に変化が見られなかったという方は0.1%にとどまっており、ほとんどのプラン作成者において何らかの変化が生じていることが分かるかと思えます。

24ページ以降は「平成30年改正を踏まえた動き」で、ここからは30年の改正内容とその後の変化というところをつけております。

まず、26ページ、前回改正内容の1番目となっております。1番、基本理念・定義の明確化というところで、生活困窮の状況に応じた包括的・早期的な支援、関係機関、民間団体との緊密な連携と支援体制の整備といった基本理念ですとか、あとは、生活困窮者の定義といったところを法律上明確化しております。2番、3番は、困窮者の把握ですとか困

窮制度へのつなぎといったところになりますけれども、自立相談支援事業等への利用勧奨の努力義務の創設、関係機関間の情報共有を行う支援会議の設置といったところを法律に盛り込んでおります。

まず、「基本理念・定義の明確化」を受けての変化というところになります。法改正前後で見ますと、マル2番、マル3番のところで、法に基づく支援の周知・広報活動ですとか、連携強化に向けた取組といったところは多くの自治体で取組が進んでいるところになっております。

28ページですけれども、利用勧奨の資料になります。こちらについても、利用勧奨の規定が、努力義務が設けられたことによりまして、改めて関係部局に対し制度の趣旨ですとか法改正の趣旨といったところを説明したとか、あとは、円滑に庁内つないでいくためのつなぎシートを作成・配布したといったようなところが多くなっております。

29ページ、30ページは「他制度・他機関へのつなぎの状況」ということで、コロナ前後でつけております。コロナ流行以前では、生活保護担当部署や地域包括支援センター、貸付、ハローワークにつなぐケースというのが多くなっております。30ページはコロナ後の状況ですけれども、やはり緊急小口資金の貸付の窓口ですとか生活保護の部署というのは引き続き多くなっており、コロナ以前と比較すると、生活福祉資金やフードバンク等の団体につないでいるケースというのも増加しております。

31ページは支援会議の設置状況になっております。約3割の自治体が設置済み、設置予定ありの状況になっております。

32ページは、前回改正事項の2つ目としてつけております。4番ですが、就労準備支援事業と家計改善支援事業について、一体的実施の促進ということで、まず、両事業について、実証、努力義務化した上で、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施した場合に、家計改善支援事業の国庫の補助率を上乗せするといったようなことで一体的実施の促進というのを図っております。

また、5番ですが、「都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施」ということを法律に盛り込んでおります。

まず、3事業一体的実施促進の状況ですけれども、3事業を一体的に実施している自治体は352自治体になっておりまして、一体的に実施している自治体ほど、相談件数、プラン作成件数は多くなっているという傾向が見て取れるかと思えます。

34ページは「都道府県の取組」というところですが、法改正前後で比較すると、実施に関する働きかけですとか研修の開催は実施率が高くなっております。一方で技術的支援についてはなかなか進んでいない状況になっております。

35ページは、町村における相談事業の実施状況です。上側の表になりますけれども、管内に都道府県が設置する自立相談窓口がない自治体というのが314町村あり、そのうち、独自に町村として相談事業を実施している、もしくは今後実施する予定となっているのが約37%、当面実施予定がないというのが約56%となっております。

改正事項の最後のスライドですけれども、先ほど事業のところでも触れましたけれども、子どもの学習支援事業について、生活の観点から機能強化したというところと、居住支援について退所者等の見守り支援という地域居住支援事業を強化したといった改正を行っております。

こちら、事業の実施状況、効果については先ほど御説明させていただいたものと同様になりますので、割愛させていただきます。

その他、参考資料として、各事業の都道府県別の実施状況などをつけさせていただいております。

続きまして、資料5を説明させていただきます。「本検討会での『議論の視点（案）』について」ということでつけております。今回の検討の進め方として、こちらの検討会とその下のワーキンググループの二部構成で開催させていただくに当たり、初回、この検討会の第1回目で、今後、ワーキンググループを中心に詳細を議論していく論点の項目案としてこういったものが考えられるのではないかとこのところでお示しさせていただいているものになります。

まず、この資料の1ページ目になりますけれども、ワーキンググループについては、個別の法定事業について詳細に論点を議論する各事業の在り方検討班というものと、あとは、個別事業にとどまらない横断的な課題を議論する横断的課題検討班の2班に分かれて議論いただくことを予定しております。

まず、1ページ目については、そのうち、各事業の在り方検討班での論点項目案としてお示ししております。こちら、先ほど資料の3及び4で御説明させていただいたような足元の状況を踏まえた今後の個別事業のあり方というのを論点として示させていただいております。

2ページ目になりますけれども、こちら、各事業にとどまらない横断的課題として考えられる論点として示しております。新型コロナウイルスの影響や地域共生社会の推進を踏まえた困窮制度見直しの方向性についてですとか、地域づくり、居場所づくりの在り方、孤独・孤立への対応を含む関係機関・関係分野との連携、支援者支援や人材育成、都道府県の役割と町村部の支援の在り方といったような項目を論点として挙げさせていただいております。

続いて、資料6について説明させていただきます。こちらについては、1ページ目に記載しておりますとおり、自治体や支援現場の実践者の方との意見交換を通じて、生活困窮者自立支援室がお聞きしている主な御意見というのをまとめております。

全体の説明は省略させていただきますけれども、主立ったものとしては、1つ目にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の流行下で顕在した新たな相談者層、相談ニーズといったものに対応するためのスキルの向上、関係機関の連携ですとか、あとは、3ポツ目にありますけれども、緊急のニーズに対応するための少額の現金、現物給付について在り方を議論すべきではないか、フードバンクの連携について、より連携しやすい方策を検

討すべきではないかといったような意見が全体に関するものとして挙げられております。

その他、各事業について聞かれる意見というのをまとめさせていただいております。

本体資料については、このほか、本日、西岡構成員、行岡構成員及び、本日御欠席ですけれども、菊池構成員から委員提出資料という形で御提出をいただいております。

また、本体資料ではないのですけれども、参考資料として、前回平成30年の改正に当たって取りまとめております、前回30年の改正に当たっても同様に論点整理検討会を開催しているのですけれども、そちらの取りまとめについてもお配りさせていただいております。

事務局からの説明は以上となります。

○宮本座長 大変御丁寧な説明をありがとうございました。

利用者増の変化等、先ほど、自営業と申し上げましたけれども、特に若者の増大というのも非常に大きな特徴だなあと、お伺いして感じた次第です。

事務局のほうに確認しますけれども、西岡構成員は今日御出席ですので、後で資料、御説明いただけたと思いますけれども、菊池構成員の資料については、どうでしょうか。一言、もし事務局のほうでポイントだけ御紹介いただければいいのかなと思いますけれども。

○本多専門官 それでは、本日御出席の方におかれましては後ほど御説明いただくことになっておりますけれども、菊池構成員の資料につきまして、ちょっと要点だけ御説明させていただきたいと思います。

まず、菊池構成員の資料といたしましては、新型コロナの影響とその対応についてというところについて御指摘いただいているところでございます。

まず、生活福祉資金の貸付制度ということで、先ほど資料の中でも特例的な対応ということで実施していると申し上げましたけれども、今回の特例貸付というのが果たして相談支援との密接な連携のもとでなされるべき福祉的貸付の趣旨・目的に沿ったものだったのかといったことが投げかけられているものと認識しております。

また、住居確保給付金について、コロナ禍で一定の役割を果たした一方で、住居喪失リスクは普遍的な社会保障施策として検討すべきテーマであるとの御指摘がありました。

そういった点については、他省庁との連携も必要になってきますので、今回の論点整理検討会では整理し切れない点かということも書かれておりますけれども、そういった観点からも、皆様からも御意見いただければと考えております。

以上となります。

○宮本座長 ありがとうございます。突然に振ってしまい、申し訳ございませんでした。

それでは、皆さんからの質疑応答、あるいは意見交換を進めてまいりたいと思います。今回は初回ですので、これ以降はオープンに自由に発言していただく形式をとりたいと思いますけれども、自己紹介も兼ねて、皆さん、一度ずつ御発言いただくということをお願いしたいと思います。後で意見交換を行う時間もきちっと設けますので、ぜひ初回は、大変申し訳ないのですけれども、3分程度でお話をいただければと。3分の中で、自己紹介、

御自分の取り組まれている事柄と併せて、今の事務局の説明を受けてお感じになったことや意見を出したいことがあれば、遠慮なくお出してください。

順番としては、先ほどの事務局からの御紹介どおり、あいうえお順で進めていきたいとします。まず、朝比奈構成員、お願いできますでしょうか。

○朝比奈構成員 ありがとうございます。市川市生活サポートセンターそらの朝比奈と申します。前回の法改正時の議論から引き続いて今回も参加させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

千葉県市川市は東京に隣接する人口50万に迫る自治体ということで、ほかの地域同様に、今回、コロナ禍の中で、困窮の窓口だけ密な状態で、番号札を渡しながら相談対応に追われたという実態があります。年度途中で自治体が補正予算を組んで体制強化などにも取り組んだのですけれども、そういった一連の事柄を走りながらやったという状況の中で、一方、様々、疑問や矛盾を感じてきました。

今回私の問題意識としては、冒頭、宮本座長のお話にもありましたけれども、困窮者支援の中で内包していた事業、それから支援のあり方がそれぞれ外部化されていく中で、困窮者の事業、制度自体がどうなっていくか、その辺り、1つ大変重要な議論かと思っています。

それからもう一つが、就労支援のあり方です。この中にはもちろん、就労支援のプロフェッショナルの方々がいらっしゃるのですが、私もぜひ学ばせていただきたいと思っております。その辺りを含めてぜひ議論に参加させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○宮本座長 ありがとうございます。いつも、何か突っ込みを入れたりしてしまって時間を延ばしてしまう悪弊が、私、ありますので、形式的に進めさせていただきます。

綾構成員、お願いできますでしょうか。

○綾構成員 大阪府の綾でございます。お世話になっております。たくさん言いたいことはあるのですけれども、少しかいつまんでお話をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、大阪府庁として申し上げないといけないのは、やはり生活福祉資金の貸付に関しては、先ほど菊池先生の資料をやや御紹介いただきましたが、我々としても全く同じことを感じているということでございます。

大阪府においては2000億円規模の貸付を行っているところで、これから償還事務に入るということです。大阪府庁としても、これは社協がつぶれてしまうのではないかというぐらいの危機感を持って対応しているところということです。我々、これがどのように困窮者の方々に効果があったのかというのは追い追い検討していかないといけないなと思っています。やはり行政、府社協、併せて、マネジメントという観点で本当にこれが耐え得るのかなという強い危機感を持っています。

2点目でございますけれども、住居機能の強化ということに関しては、この検討会で我々

も一生懸命勉強させていただいて、これは非常に必要なことだと思っておりますので、しっかりここら辺、強化していく必要があると思っております。

3点目でございますけれども、他施策との関係ということが座長から御指摘ありました。今、スピニアウトというお話がありましたけれども、ひきこもり、孤独・孤立、ヤングケアラー、たくさん課題があって、これらに対して行政としても、市町村も含めてですけれども、しっかり対応していかないといけないという一方で、我々の資源というのは限られているということでございます。これをいかに効率的に行政として対応していくのかという、これが我々行政の中でしっかり考えていかないといけない課題なのかなあと考えております。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

冒頭申し上げるべきだったかもしれませんが、今本当に大事なお話をいただいているところですが、この会議の構成が、先ほど事務局からも説明があったように、ワーキンググループを活用していくということになっております。個別事業について、そして横断的なワーキンググループ、2つ設置されることになっております。これはもう皆さんに、可能であればオブザーバーとして参加していただく、のぞいていただくということもできるわけですが、ワーキンググループに関して、ぜひこういうことも深めてほしいというようなリクエストがあれば、併せてお出してください。後でもし朝比奈構成員、それから綾構成員、その点何か補足ございましたらお願いいたします。

続きまして、池田構成員、お願いいたします。

○池田構成員 池田です。よろしく申し上げます。

私は、どちらかという地域づくりというところに関わっております。重層的支援体制整備事業という相談、参加、そして地域づくりの一体的推進というところがとても大切だなと思っております。地域づくりや居場所づくりがなぜ重要かという、やはりつながりが持つことで、お互いに気にかけて、お互いに困ったときに支え合えるということがとても大切ですが、適度な迷惑をかけ合うことが実は支え合いなのですね。ですから、制度、サービスの充実の一方で、適度な迷惑かけ合いを、奪い過ぎるとかえって支えがなくなっていくのではないかなということも含めて、少し地域づくり、あるいは気にかけて関係性を理解いただくような場が必要になってきているのではないかなと思っております。

先日、ダウン症の方がひとり暮らしできたということで、御近所の方にその家族が説明して、ひとり暮らしを説明して歩いたという話なのですが、その中で御近所から、困るか不安だと言動がなくて、実はそれが最大なる応援になったという話があったのですが、その意味で、地域の方々に支援の必要な人が暮らししていくことの理解も大切だなと思ったのですが、そこに相談員の方が、何かあったら連絡してくださいというふうに訪ねていったら、どう接したらいいのか分からないということをお問われたという話があっ

て、実は行政や専門職への、御本人たちのSOSの出し方も分からないということもあるのだけれども、地域へのSOSの出し方とか、あるいはSOSを出された地域の方々がどう関わったらいいかということも分からないという中で、単身世帯が増える中で、専門職や住民、できたら子どものうちから、SOSの出し方とか、出されたSOSへの対応の仕方を学ぶようなプログラムも必要になっていくのではないかなと思っています。

もう一つ、24時間365日断らない緊急一時支援というのを取り組んでいるのですが、これは各地でその必要性の声を聞くのですが、既存の福祉施設でも受け入れられるといいと思うのですが、どちらかというと、既存の福祉施設は慢性型対応なのですね。医療には救急対応というのがあるのですが、福祉における救急対応って改めて必要になってきているなと思います。こんなこともぜひ、一時生活支援の中に福祉的な関わりの必要な緊急一時支援ということも検討いただけるといいのではないかなと思っています。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、大津構成員、お願いいたします。

○大津構成員 初めまして。読売新聞で論説委員をしております大津と申します。生活困窮を初め、雇用、年金、医療、介護、子育て等々の社説を担当しております。前回に引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

感想と自己紹介を兼ねてということですが、生活困窮者自立支援法がもしなかったとするならば、より一層、このコロナ禍で深刻な状況があったのだろうという風に考えております。もちろん、様々な課題はあるにしても、改めて、本当にこの制度をつくった一定の意義はあったということを感じました。

他方で、宮本先生もおっしゃっていましたが、この制度が抱える様々な課題も浮き彫りになった。就労と住まい、それから生活費の貸付について問題意識を持っています。

例えば就労であれば、正規雇用に移行させることを目標に掲げても、実際にはうまくいかないことも多い。IT、介護等々、厚労省も、労働移行してもらおう環境作りを進めているわけですが、なかなか簡単なことではなからうと。そう考えますと、非正規、あるいは低賃金の中でも暮らしていけるような仕組みということを考えていかないといけない。安定した暮らしは住まいが基本だと思われまますので、その住まいについて、臨時的、一時的なものでもいいのかどうかといった問題意識もあります。また、今回、この会、菊池先生も御提案されていますけれども、生活費を貸付という形で本当にいいのかどうか。困窮が長期化していることも前提とした仕組みのあり方についても、ぜひ議論すべきではないかなと感じております。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。口を挟まないと申し上げたのですが、非常に大事なポイントで、事務局としてはやはり、組織の縦割りもありますので、その枠の中で課題を設定せざるを得ないお立場であるということがあります。むしろ皆さんのエネル

ギーでそれを押し広げるといふか、大きく壁を越えていくような議論にさせていただくことが、実は最終的には事務局の御苦勞に答えることにもなるのかな。御苦勞を増やしてしまうかもしれませんが、御苦勞に答えることになるのかなあとも私としては思っております。その辺り、大津構成員の問題提起からもそうした議論の方向性の必要が感じられたところでもございます。

では、奥田構成員、お願いいたします。

○奥田構成員 すみません。今日ちょっと葬儀が入って、今になりまして、ごめんなさい。

ちょっと資料共有してもよろしいですか、事務局。

○唐木室長 お願いします。

○奥田構成員 私からは2点ほど。1つは、一時生活支援事業の今後のあり方ですけれども、今回の事務局の資料を見てみましても、コロナ禍で、全世代、やはり住まいの不安というところが明らかに出てきている。これは住居確保給付金の存在が非常に大きかった。やはりこれがあってよかったなというのはそうですけれども、ただ、2002年のホームレス自立支援法から、やはりホームレスの対策という流れがずうっと続いていると思うのですね。それが名称的にも一時生活支援事業というところで象徴的に表れていると思います。

結論から言うと、私は、今回やはり居住支援という大きな枠組みの議論にぜひ持っていただきたいと思います。一時生活というのは、どちらかという、今までの社会保障のベースであった現金給付や現物給付というところをベースとした、この生活困窮の制度の中ではやはり人が人を支えるというのが基本概念だったけれども、逆にいうと、給付でないのだということを書いてきたのだけれども、その中では、住居確保給付金や一時生活支援事業が唯一給付が伴っていたところだったわけですね。

今回、これの意味が、貸付金の問題も含めてやはり非常に問われた。だから、給付とケアの関係ということも含めた上で、全体の居住支援ということをややはり私は考えざるを得ないのではないかと。

今見ていただいているのは、去年、厚労省でやりました推進事業ですけれども、14万人を対象にネット調査をしました。そのうちで4万人が不安定居住の経験があったということの中の、特に不安定居住が2000人いたと。5年以内に絞り込むと725人なのですが、時間がないので結論から言うと、結局、何が分かったかということ、不安定居住になったときに、路上に出た人というのは1%しかいないということなのですね。ではどこで引き受けていたかということ、1つはインフォーマル、友人宅なのです。孤立・孤独は問題になっているけれども、実は助けていたのは友人たちだったということと、もう一つは、経済的な包摂ですね。いわゆる会社の寮とか、あるいはネットカフェとか、そういう部門、民間の営利部門が助けていたということなのです。

結局、まとめてみるとこういうことで、インフォーマルな包摂、友人宅とかにいた人が3割、就労等の会社の寮とかにいた人が4割、福祉的な包摂、例えばシェルターとか一時生活支援事業等を使っていた人が1割、路上が5%ということなので、一時生活が見てき

た部分というのは、この赤い枠のところだけを見てきたわけですね。そうなるとう居住支援ということで考えると、こういうインフォーマルな部分とか就労による包摂の辺りまで手が届く。もっと言うと、国交省も、ある意味では法務省なんかも巻き込んだような形の居住支援の全体像が私は必要だと考えています。

以上です。

○宮本座長 大変大事なデータをありがとうございました。また、突っ込まないと言っておきながらですけども、いかがでしょう、奥田構成員。特に居住の問題というのは、今もおっしゃったとおり、国交省等との調整が必要であるということですけども、この検討会での議論でどのようにそことつながっていけばいいのか、そちらを巻き込んでいけばいいのか。奥田委員個人にはそちらの会議でも頑張ってくださいということにもなると思うんですけども、ここが原点であるということがあるとも思いますので、その巻き込み方について、何か御示唆があればいただきたいのですけれども。

○奥田構成員 やはり共通のステージですね。例えば生活困窮で言うと、支援調整会議みたいところのメンバー、誰が来ているのかだし、居住支援協議会のメンバーの中に生活困窮が入っているかとか。国の政策、省庁間での連携というのも大事だけれども、一番大事なのは現場での連携なのですね。だから、現場のプレーヤーの中に例えば居住支援法人入っていますかというところ、これは国交省の枠の人たちだけれども、実は居住支援法人をやっている人の半分は福祉系なのですね。もう既にそこで混在が始まっているので、やはり現場でケースをしながら混在化していくということと、国のレベルで法制度的な部分での連携、あるいは縦割りで一番問題なのは補助金の問題であったり、予算の問題であったりするので、この予算ではこの人たちが使えないという従来の考え方をどう乗り越えるか。しかし、この一歩は、重層的支援体制整備事業の参加支援なんかで、もう一歩踏み出そうとしているわけですから、これは厚労省の中だけだけれども、だから、そういうところの考え方をどう持ってくるかというのは大事だと思っています。けれども、何よりも現場での連携を先行させるというのは非常に大事だと考えています。

○宮本座長 まさに私もそこかなと思っていた次第ですけども、ナショナルな次元で、つまり、国の次元で、大事な問題だからこそ、どんどん別建てになっていく、スピニアウトしていく、これは組織の整理として分からないわけではないし、そこは大いに深めてほしいのだけれども、やはり総合点としての現場、自治体できちっと包括的な対応ができることを少なくとも邪魔しないというか、できれば応援してほしい。そこで深めた分、それをきちっと現場に還元するということの意味はむしろ自治体で、あるいは個別の委託された先で、その連携がよりスムーズに進むような仕立てをぜひ国として行っていく。というところでぜひ、この構成員の皆さんのお知恵もそこまで含めて出していただければと思っています。どうもありがとうございました。

引き続きまして、勝部委員、お願いいたします。

○勝部構成員 大阪の豊中市の社会福祉協議会の勝部です。

今日の議論、先ほどの資料の中にありました全国の社会福祉協議会の現場は、280万人の方々をコロナ特例の貸付で支え、そして、今もなお、連日、緊急事態明けましたので、多少お仕事のほうに移る方があるとしても、たくさんの借金を抱えたまま、これからどうやって生きていったらいいのかという方々、毎日そういう方々の御相談を受けています。

特に自立相談支援の窓口といわゆる貸付と両方の対応をしていた我々にとっては、先ほどのプランの件数がありました。追いついていないのが現状でまだまだ多くの件数があります。全員のプランを書くところまでの余裕がありません。日々追われて、その方々への住み替えの支援であったり、家賃が払えなくて、家がなくなった、ローンが払えない、それから食べるものがない、食材支援、日々おうちの中で、いろんなトラブルが起きてしまった、DVで逃げなければいかん、一時保護施設に逃がす、毎日追われながら対応しているというのが現状です。

コロナでこれだけたくさんの方々が一気にあぶり出された、本当に困窮のおそれがあると言われていた方がこんなにたくさんいたのだということが明確になったわけですので、この方々の貸付で終わってしまうのではなくて、生活再建をしっかりとできるような体制を、返済が10年あるわけですから、10年間のコロナ特例の相談員を相談件数に応じて配置し、しっかり対応できる体制を強化していく必要があるということ強く思います。

2点目が、生活保護に対する偏見の大きさはこの間の議論でもずっとさかせていただきました。生活保護に結びつきにくい自営業者の方々、たくさんいるという実態です。結局、資金繰りを回すためには借金ができる体制で残っていない限りはお仕事が継続できないということで、そういう方々は仕事を転職することよりも借金でしのいでいくという実態があります。

今回のようなフリーランス・自営業の方も「入りやすく出やすい」生活保護ができるかということについても、ここだけの議論ではないでしょうが、の検討会の中でも議論していただきたいと思います。

それから3点目は、先ほど来から出ていますが、外国人の方々の対応に今回物すごく直面いたしました。こんなに社会保障の外にたくさんの外国人の方々がいるのだということを実感しました。家を借りることもなかなかできない。昨日、ちょうど芋掘り事業をやっていたのですけれども、困窮で出会った外国人親子たちを招待しました。日本に来て、こういう優しい人たちに出会ってよかったというふうにベトナムの親子が言ってくれましたが、彼らは寮を出されて、3日後に出ていかなければいかんという状況のときに私たちとつながって、住居を設定して生活ができて、今、お仕事ができるようになったとほほ笑んでくれていました。こんな人たちが本当にたくさんいる。そういう意味では、生活困窮者自立支援制度があって本当によかったなと思うところです。公営住宅のあり方についても議論ができればと思います。

最後ですが、支援者を支援するということについて、支援している人たちがバーンアウトしないために支援するというところで、都道府県単位の研修ということもありましたが、

1つは、オンラインが活用できることによって全国のいろんな仲間とも話し合いができるという、よかった点、それから、同じ人口規模だったり、同じような課題を抱えている人たちと都道府県の枠を越えて話ができるということのよさも実感した部分もあります。

相談においても、地元だから相談できない人もたくさんいるわけですから、都道府県、自治体の枠ということが大事なことは十分分かっておりますけれども、広域でやることの意味とか、それから、広域でつながっていくみたいなことは、このコロナでこれだけICT化が進んだことを活用して、新しい展開が今後できればと願います。今後ともよろしく願いいたします。

○宮本座長 勝部構成員、ありがとうございました。支援者の支援は勝部さんがずっとおっしゃっていたことですが、コロナ禍の中でまさにリアルな問題になっているということで、先ほど池田委員がおっしゃった言い方を借りれば、SOSを出す仕組みというのを、まさに支援者がSOSを出せる仕組みというのもここで何とか考えなければいけないのかなあと感じてございます。ありがとうございました。

続きまして、五石構成員、お願いいたします。

○五石構成員 こんにちは。五石です。よろしくお願いいたします。

この場は初めてですので多少緊張しているのですが、研究者ですので、社会政策の研究をしておりますが、制度的に私が問題意識を持っているところを4点ほど簡単に御説明したいと思います。

まず1つ目が、生活困窮者自立支援制度の理念として、分権的・創造的な支援ということが挙げられているのですが、これを実現するための制度的な仕組みが本当にうまく機能しているのかどうかということを感じています。つまり、自治体にとって取り組みづらい仕組みがまだあるのではないかとことです。それは、幾つかあるのですが、一番思っていますのは、相談支援、就労準備、家計改善といった事業がありますが、それぞれ分立していて、もともと地域での独自の取組の中ではこれは融合されていたものだと思いますが、制度化されることによって分立してしまっていて、これが使いづらいことになっているのではないかと以前から感じております。

また、KPIなのですが、先ほど朝比奈さんからもお話があったのですが、就労率が主になっていて、これは本当に制度の趣旨と合っているのかどうかというのを疑問に思っています。

それから、法的根拠がそもそも何なのか、地方自治の理念からして、趣旨からして、適切な指標なのか、こういうやり方が本当に適切なのかどうかということも疑問を持っています。

4点目のうちの2点目ですが、就労支援について、現行では就労準備、就労訓練と、短期の研修訓練型の支援になっていると思いますが、これが本当に有効なのかどうかということも検証していいのではないかなあと感じています。むしろ継続的な仕事の提供という形での事業の仕組みも検討すべきではないかと思っています。

3点目ですけれども、これは移動支援に関することで、海外では交通貧困という言葉があります。つまり、適切な交通手段、あるいは経済的な余裕がないために社会的なサービスを受けることができない、これによって社会的排除を生むということが言われています。それがこの生活困窮者自立支援の中で起きているのではないかとこのことを感じておりました。例えば子どもの支援で、交通手段がないために、その支援の場に向かうことができない、その経済的余裕がないために支援を受けられないという方がかなりいらっしゃるのではないかと思います。この交通支援、移動支援の問題もぜひ検討していただけないかと思っています。

4つ目がコロナ禍における支援についてですけれども、1つは、今回のコロナ禍において、かなり政府が自治体に対して一方的に指揮命令するという形が見られたと思うのです。2000年の地方分権改革によって、中央と地方は対等であるはずですが、今回このコロナ禍があったことによって、一方的に指揮命令を受けて、ある意味、超法規的な措置によって自治体や社協の現場が動かなければならなかったということがあったのではないかと思います。

ですので、今後は、これから第6波もあると思うし、パンデミックもまたあるかもしれないし、あるいは、パンデミックでなくても災害支援ということも大きいと思うのですけれども、平時からどうするかということを中心にちゃんと制度の中に組み込んでおくべきではないかと考えています。

以上です。ありがとうございました。

○宮本座長 これまた大事な御指摘、いろいろありがとうございました。とりわけ、制度をつくれればつくるほど地域ではつながりにくくなるというその逆説については、先ほどお話ししたことと深く関わるわけですが、何とかしなければいけないと思っています。また五石委員からのいろいろなアイデアもお寄せいただければと思います。

駒村委員、お願いできますでしょうか。

○駒村構成員 駒村でございます。経済学で社会政策を研究しております。この制度は発足からずっと関わっておりまして、4つほど意見を申し上げたいと思います。

1つは、この制度の発足は、御案内のとおり、きっかけは十数年前のリーマン、緊急事態があった。それに対して、それがきっかけに、一方で、多様化する社会問題に対応するための漢方薬的な部分も強くあった制度であると。今回のコロナは大規模な経済変動を伴ったわけですが、今後も低経済成長、格差拡大する中で、やはり一定間隔でこの緊急事態的な、あるいは経済危機が出てくるということは準備しておかなければいけない。社会生活、経済生活不安にダイレクトに影響を与えるという部分があると思います。

本当に、今まで話があったように、生活困窮者自立支援制度はあってよかったと思う。これは逆にいうと、もしなかったらどうなっていたのだろうかということをよく考えたほうがよい。これは2点目になるのですけれども、住居確保給付金、これは本来労働政策だった性格のものを住宅確保政策のほうにやった。このことによってどれだけ、なかったと

きに比べてメリットがあったのかということは、これは学者の責任かもしれませんが、きちんと数量的にシミュレーションするということは今後この制度の見直しのときに重要かと思います。

そういう意味で、厚労省は、EBPMということを進めているわけですから、これは学者も協力する必要があるとは思いますが、例えば住居確保給付金、これの効果、あるいは、先ほどから出ている社協による貸付の効果、こういったものをきちんと評価していかないといけない。その上で、住宅政策、それから緊急時の所得保障政策、これは自営業も含めた、外国人も含めた所得政策、この緊急時の対応をちゃんと制度化しておかなければいけないのではないかと思います。

それから、3つ目になるわけでありましてけれども、生活保護受給者が少なかったというか、伸びが想定以上に少なかったということですね。これも、先ほども勝部さんからお話ありましたけれども、本来アクセスできるべき人がアクセスできていない背景は一体何なのかということも実証しておく必要があると思うのです。そういう条件がなければ、恐らくここまでいっていたものをここで抑えられていた、その結果どういう歪みが出ているのかということ、これはちょっと太い話ですけども、考えておかなければいけないと思います。

平時の漢方薬的な政策と緊急時の痛み止め政策が混在化している部分で、どこを制度化、厚くするのか、どこを我々のほうで議論するのかということをやはり視野に入れておかないといけないかなあと思います。

それから4つ目であります。これは最後ですけども、これも先ほど五石先生が触れられていたと思いますけれども、就労困難者の支援について、ゴールをどう設定するのか。多様なゴールというのがあり得る。または、これは五石先生おっしゃらなかったですけども、五石先生が関わっているよい研究がありまして、どういうプロセスをもって本人が自立に向かって進んでいくのか、それを測定するという画期的な方法も開発されていると思います。何を言いたいかというと、よりエビデンスに基づく政策強化というものも必要で、その上に制度改善が出てくるのではないかと思います。

以上です。

○宮本座長 どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、生水構成員、お願いできますでしょうか。

○生水構成員 野洲市市民部次長の生水です。どうぞよろしく願いいたします。

このコロナ禍において、昨年現場、これを言い表すと、とにかく必死のPATCHでした。押し寄せる相談の中において錯綜する情報、これの整理に本当に手いっぱい、個人事業主という新たな対象者に対しまして、支援は手探り状態でした。特に特例貸付の相談では、継続して支援する余裕がなくて、また、貸付だけで相談不要と拒絶される相談者を前にして、支援が必要なのにそれができない相談員のつらさに、ただ申し訳なく、本当にやるせなかつたです。

資料3の31ページには、制度に対する評価で、機能しなかったとする検証も踏まえまして、困窮法の理念に立ち戻った支援ができる相談体制には何が必要なのか、何が足りないのかということはこの検討会で議論できればと思っています。

それでも、やはり痛感したのは、あってよかった困窮法です。国からのむちゃぶりがあります特別定額給付金やワクチン接種では市役所職員が本当に一丸となって取り組みましたけれども、その混乱の中で、新型コロナ対策として生活困窮者自立支援法、これを根拠に、困窮する市民を対象とした野洲市独自の5つの生活支援緊急給付金の支給とか、全庁的な生活支援スキームを構築することができました。これは、困窮法があったからこそ、市民の命を守るという自治体の重要な役割の一端を担えたのではないかなと本当に感謝しています。

私が今回の検討会で特に注視している課題が2点あります。1点目が住居確保給付金です。令和2年3月から令和3年9月の間で、減収要件の追加、休職要件の緩和、限定的な再支給、職業訓練受講給付金との併給、そうした制度改正等の国からの事務連絡が27回ありました。これらは現場の実情に即したよい対策だと思うのですが、せっかくのこうした役立つ対策というのは、細切れの特例措置ではなくて、コロナ禍にかかわらず、恒久的に位置づけるなどの検討が必要ではないかなと考えます。

また、資料4の9ページの支給実績にもありますように、野洲市も、同じく、令和2年度は元年度の8倍となりました。でも、現場の実情は、この住居確保給付金の収入要件が低いため申請決定に至らず、救済できなかった相談者も多数おられました。困窮している方々の生活実態を踏まえて、収入要件を上げるなどの収入要件見直しの検討がぜひとも必要ではないかと思います。

ただ、何より思うのが、このコロナ禍において住まいを守る制度として機能したのが、解雇以外は人生一回しか利用できず、有期限であって、求職活動要件が課せられたこの住居確保給付金しかないというのは脆弱過ぎますので、菊池先生が資料で御意見を述べられておられますように、コロナ禍で学んだことを生かして、市民が困ったとき、必要なときに安心して使える恒久的な住宅保障制度の検討に取り組んでいただきたいと、本当に現場からのお願いです。

それと住宅問題には、保証人がいない、緊急連絡先がない、死後事務をする人がいないなどの身寄り問題という重要な課題がありますので、併せて検討いただければと思います。

2点目は、家計改善支援事業と就労準備支援事業の必須化です。資料3の33ページに相談支援の課題が挙げられていますけれども、9割以上の自治体が緊急小口資金、総合支援資金の返済ができない相談者が急増すると課題を挙げられております。

特例貸付については、野洲市の相談データにおいて精査したところ、令和2年10月から令和3年9月末の1年間で、初回の総合支援資金貸付決定件数が177件、そのうち債務ありが90件、税金等の滞納ありが65件となっています。これは初回の貸付決定数の約半数の方に債務がある中で、返済ができず、家計が破綻するリスクがデータとしても示されていま

す。

だからこそ、全国どこの地域でも家計相談の支援が受けられる体制が必要であるところから、この家計改善支援事業の必須化はやらない理由がないと思います。併せて、家計支援に今回の特例貸付の緊急小口のような少額貸付の機能を付与することによって、より効果的な事業に活生させるのではないかと考えます。

ただ、最後に、必須化において大事なのは、何のため事業するのかという本質を理解することが必要であって、自治体がこれをしっかりと腹落ちしていなければ、必須化になっても、取りあえずやっておくという絵に書いたモチになって意味がないと思います。必須化には、自治体が法の理念に立ち戻って、事業の本質を腹落ちするための手だてが必要なのだろうと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○宮本座長 ありがとうございました。生水構成員からは引き続き、自治体目線でリアルな御提言をお願いしたいと思います。併せて、全ての自治体に腹落ちしていただくためのお知恵もぜひとも拝借したいと思います。

それでは、新保構成員、お願いいたします。

○新保構成員 明治学院大学社会福祉学科の新保と申します。専門は社会福祉学、公的扶助論で、生活保護や生活困窮者自立支援制度における相談支援や人材養成のあり方について検討してまいりました。

今後特に検討を要すると思うことが3点あります。

第1は、本制度における人材養成研修のあり方です。令和2年度より国が行ってきた人材養成研修のうち、一部を都道府県に移し、都道府県が修了書を発行することになりました。コロナの状況下と重なって、厚労省、都道府県や研修企画チームの皆様、国研修の事務局を担う全国社会福祉協議会の御尽力により、新しいシステムでの研修を、オンライン等を活用しながら実施されてきました。人が人を支えると言われる本制度においては、人材養成研修で制度の理念と、それに基づく支援のあり方を学ぶとともに、よりよい支援に向けたネットワーク構築が不可欠です。大変な状況にあるからこそ、人材養成研修は支援者を支える質の高いものにしていく必要があると思います。

第2は、就労準備支援事業、家計改善支援事業の2つの任意事業のあり方の検討です。自立相談支援事業のみならず、これらの任意事業をよりよい形で実施することが支援の充実に資すると考えます。これらの事業を着実に実施するための方策の検討も求められていると思います。先ほど生水構成員もおっしゃっていましたが、必須化に向けた積極的な議論を期待するところです。

第3は、特に私が重要であると考えていることになりますが、生活保護受給者と生活困窮者自立支援制度における一体的な支援や切れ目のない支援を実現するためのあり方の検討です。生活保護制度については、勝部構成員、駒村構成員も触れておられましたが、このことを検討するに当たり、附帯決議にもありますように、各制度全体の見直しに関する

議論が重要ではないかと思えます。

そこで気になりますのが、資料2の10ページの次期法改正に向けたスケジュールにあります生活保護制度の検討の場とプロセスです。平成30年度の法改正においても、生活保護については、国と地方の協議の議論を経て、生活困窮者自立支援及び生活保護部会における審議に至りました。生活保護制度については、国及び地方自治体の実務者による検討が不可欠です。しかし、制度全体のあり方の方向性を見出すには、より様々な立場の関係者による多面的な観点からの検討が必要ではないかと思えます。

平成16年度に社会保障審議会福祉部会に創設された生活保護制度の在り方に関する専門委員会による報告書により自立の考え方や支援のあり方が明示され、自立支援プログラムによる自立支援が始まりました。生活保護制度にとっては大きな転換点であったと思えます。しかし、それ以降、専門委員会のように、生活保護制度そのものを審議する場は設けられておりません。このため、平成17年度以降の生活保護制度に対する評価は十分になされていないものと認識しています。生活保護制度を検討する場として、生活困窮者自立支援及び生活保護部会があるものと思えますが、前回の部会では、生活保護制度そのものの在り方について検討する機会はなく、生活保護に関するテーマで議論できた時間もかなり限られておりました。

コロナ禍において、生活保護制度がどのようにあるべきかが問われていると思えます。厚生労働省保護課が生活保護の申請が権利であることを発信されたことは大きな意義のあることでした。だからこそ、権利としての生活保護を実施していくための在り方について、制度全体を俯瞰して検討できる場を設けていただきたいと思います。

この論点整理検討会においても、国と地方の実務者協議との連携の機会をつくっていただきますとともに、ぜひ令和4年以降の生活困窮者自立支援及び生活保護部会においては、生活保護に関する十分な検討を、実務者、関係者のみならず、当事者の声も踏まえて進めていただくことを切にお願いしたいと思います。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。生活保護の問題、包括的にどこで議論するかというのは本当に悩ましいところでもあるかと思えます。生困生保部会で丸ごと取り扱えられる問題なのかというところもございまして、またそこはいろいろ皆さんの御意見を伺いながら、事務局にもいろいろお考えいただければと思っております。

続きまして、立岡構成員、お願いいたします。

○立岡構成員 立岡でございます。よろしくお願いいたします。

ちょっと画面共有させていただきます。

一応最初、自己紹介ということでしたので、ちょっとだけ自己紹介させていただきます。立岡学と申します。一般社団法人パーソナルサポートセンターというところで事業運営をさせてもらっています。この事業所自体が、宮城県、仙台市、多賀城市、富谷市の自立相談と就労準備をやっています。

特徴として、東日本大震災で被災者支援をして、その後、困窮者支援へシフトしていった団体です。強みとして、NPO等のネットワーク組織で、実は本検討会の委員でもある池田昌弘さんのCLCも構成団体として連携させてもらっています。

あと、関連会社として、今、居住支援についていろいろと言われてはいますが、不動産会社をつくり住宅確保要配慮者の人たちに対する住宅支援等もやっています。それと、今、徳島県が、南海トラフ地震の発災に備えた取り組みを進めるなか、東日本大震災の経験を生かした被災者支援のノウハウ等の移転事業も実施しています。

もう一つの団体、ワンファミリー仙台という団体は、一時生活支援事業を実施しています。この団体では、ほとんどの様な人でも受けられます。ただ、池田さんのところをお願いしないといけないケース等も実際にはあって、24時間365日、誰かがずっとそばに寄り添っていただかない状態の女性についてはちょっと対応が難しいできていないかなどですが、それ以外の方は受け入れ可能です。そのほかにもいろいろなことに取り組んでいますが時間の関係で割愛します。

今回思ったことは4点です。3点は口頭でお話します。今回、実際に資料の中においてフードバンクがいろいろと書かれていますけれども、生活困窮者自立支援室としてはきちんと取り組み団体のヒアリングしてもらいたいなと思っています。実際に、今、農水省と消費者庁でフードバンクに関する賞味期限の食品の取扱いで見解が違うということで、フードバンクには2つの全国組織があって、推進協議会とフードバンク連盟というのがありますが、その2つの団体が消費者庁に要望をしています。

どの様な要望をしたかという、自治体の災害備蓄品で、まだ食べられるけれども、賞味期限は切れているものを使用期限を設定し、フードバンクで使ったらいと消費者庁は言っているけれども、農水省は、基本的に賞味期限切れたものは渡してはだめだと言っているとか、2つの全国団体はそれぞれに個々の主張が強くなかなか相いれないところもあるようですが、そんな中フードバンク岩手という団体の阿部知幸さんという方が非常にバランス感覚があって、この人が2つの団体を調整し、消費者庁に提言をするための調整やまとめをしている方なので、まずはこの人からフードバンクについていろいろ聞いてもらったらいいのではないのかと思っています。

それと、やはり食品ロス、捨てられる食料、イコールフードバンク、イコール困窮者支援みたいな困窮者の方の尊厳が守られないという形にならないように配慮をいただきたいと思っています。

それと、勝部さんからも話が出ていましたが、基本的に自立相談の相談が増え、はっきりいって手続き的なことばかりやっていて、本当に伴走した支援ができていません。ゆえに人員増員するといっても、なかなか人繰りは難しいですけども、人員を増員し、やはり伴走をしていく支援を取り戻さないとまずい状況になると思っています。

それと、一時生活支援だけがなぜ任意事業の中において伸び悩んでいるのかについて僕は従事者研修がないからだと思っています。これは奥田さんと考え方は多分一緒だと思います。

実際に従事者研修がないから、研修を受けた人が大事だと思って発信していかない。やはり研修を受けた人たちは、事業の大事さを感じて自治体の方々に発信していくから自治体の方も動かされて、任意事業がどんどん普及し60%以上になっていったのではないかと思います。何で一時生活だけは30%台なのかというのは、これはやはり従事者の人材育成をしていないからではないのかと思いますので、従事者研修を進める様に強く要望します。4点目は後からお伝えしようかなと思いますけれども、時間がないので書面をもって意見とします。

以上です。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

続きまして、田辺構成員、お願いいたします。

○田辺構成員 川崎市健康福祉局生活保護自立支援室の田辺と申します。

行政の立場なのですが、生活保護自立支援室というように、生活保護と困窮者支援の両方を担当している部署でございます。それと、私は、去年の10万円の特別定額給付金も担当していたという経緯がございます。社会保障制度につきましては、それぞれ関連性が深くあると思ひまして、やはり全体的、俯瞰的に見ていかないとなかなか各論だけではだめなのかなと言われる先生もいらっしゃいますが、私も全く同感でございます。俯瞰的に見て、全体的にどういう形であればつなげるのか、どういう形にすれば円滑にそれぞれの制度が生きていくのかというような観点が必要なのかなと思っております。

本日は、2つに分けて、それぞれ制度のことについて少し意見を言わせていただければと思います。

まず1つ目でございます。生活困窮者自立支援法に基づいた取組の実施状況や課題ということで、これはワーキンググループのほうで検討していただくことでもあるのかなと思いつつ、現場としてこういうことを感じているということを示すべくさせていただければと思います。まず1つ目でございます。就労準備支援事業、あと就労訓練事業等についてでございますが、やはり生活困窮者は生活費の保障がないということで、交通費をかけて実施場所へ行くということや、無給で、プログラムや就労体験を受けることは、なかなか余裕ある方がいらっしゃらないなか、結果的に事業自体の利用者が少ないのかなということは感じるところでございます。

また、就労訓練事業につきましては、認定や事業実施にかかる手続が煩雑な一方で、就労訓練事業を行うのは多くが介護の施設等を運営する法人などであるというところで、優先発注等もなかなか受けづらく、利益に結びつかないということで、受け入れ側のメリットも少ないのかなと思うところでございます。

これらを踏まえて、生活困窮者の就労ということにつきましては、あくまでも働くことへの意欲と生活の維持という側面から、交通費の支給など、これはもう実務的なことではございますが、短期間でも有給の雇用に結びつけられることが望ましいのかなと思うところでございます。

続きまして、今回、昨年度のコロナの影響による支援対象者の変化やニーズ等でございます。これは皆様方もちょっと意見で述べられているところでございますが、やはりコロナ禍におきましては、特定の自営業の方、飲食ですとかタクシーのドライバーの方、音楽、芸能関係、あとスポーツ関係者の方、あと外国籍の方からの相談が非常に増えたのかなと感じるところでございます。

住居確保給付金、総合支援資金等の貸付、これも若い方々の相談が非常に増えました。これは統計データからも分かるように、特に20代、30代の若者が増えて、今まで相談機関を利用してこなかった方々が増えたのかなというところで、これは先ほど事務局のほうから説明があったとおりでございます。

あと、コロナ禍に伴って、生活ですとか労働環境の変化に由来する家族関係悪化や心身の不調の相談が増えたのかなと思われるところでございます。また、対応困難な事例として、外国籍の方が、就労ビザの関係で、転職活動とか仕事の紹介に制限が生じたということも一つの課題として出てきたのかなと思われま。

子どもの学習支援についてでございますが、感染の不安で長期に欠席になる子がおりました。事業者の中にはリモートでの学習支援など、工夫してやったところもございましたが、生活習慣の習得という観点からすると、ちょっと課題もあったのかなというところでございます。

この生活困窮者、生活保護の担当ということで、2008年のリーマンショックも経験しております。そのときには一気に生活保護の受給者が多くなったというところで経験しています。今回は、先ほど先生方も言われたとおり、生活保護の方は急激に増えていないということで、第二のセーフティネットであるこれらの制度が非常にいい意味で機能していたのかなと。それぞれ内容等を精査する中で課題はございますが、制度としては、きっちり第二のセーフティネットとして機能していたということは実感としてございます。

さらにいいものとなるように、皆様方の意見を聞き、議論しながらいいものをつくっていくということで、ひとつお役に立てばうれしいなと思っております。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。先ほど五石構成員からも出たところですが、移動支援のための給付、これは見落としがちだけれども、本当に皆さんにアクティブになっていただくためには不可欠というところの御指摘もございました。

それから、第二のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度ですね。ただ、これも、先ほど勝部委員ほかからいろいろ御意見あったように、確かに、その前のところで、この制度があっただけよかったというところはもちろんあるのですが、現場の状況を見ていると、生活保護への偏見が余りに強いがゆえに、そうした偏見とこの制度の存在が妙な化学反応を起こすと、これがセーフティネットというよりも、金網になってしまうのですね。これがあるから、もう生活保護にはいかない。でも、これが本当に支え切れるならばいいものの、経済支援の給付が、残念ながら、この制度には備わっていないというところ

ろで、私たちとしては、偏見との妙な化学反応でこの制度が機能転換しまいかねないというところも考えていかなければいけないのかなと思っています。

続きまして、西岡構成員、お願いいたします。

○西岡構成員 ありがとうございます。

私のほうから、少しシートを出していますので、詳しくはというか、論点を挙げていただいて、ワーキンググループに期待したいと思います。

○宮本座長 ぜひ画面共有されて、お使いください。後で、さっき朝比奈委員からもございましたけれども、就労の話はとりたいと思っていたのですけれども、ちょっと保証の限りでなくなってきているので、今のうちに言うておいていただいたほうが安全かなと思います。

○西岡構成員 特に就労支援について、基本的考え方とか内容が大分、生活困窮の制度がきっかけに積極的な側面があったと思っています。従来の制度（分野）別の就労支援と比べ、生活困窮が提起した就労支援はかなり汎用可能な支援のOSのような機能としてはあるのではないかと。それを自治体としてどう伸ばすのかが課題です。

資料もつけましたが1つは先ほど朝比奈さんが提起された支援の目標というか、支援活動のクロージングをどこに置くのか整理が問われています。

目標として言われるのは「一般就労」であったり、「就職活動ができる状態まで」とかです。70年前全部雇用なんていう発想の議論がありましたが、「取りあえず仕事につけばいいのではないかと」みたいな支援の目標観が、まだ支援側にも残っているのではないかと。ある意味、就労支援の目標の設定の仕方がすごく混乱しているのではないかと考えています。

2つ目は、就労準備とか就労訓練、大変積極的な面があるので伸ばしたいなと思います。私は、働く場とか機会を利用した就労支援と言い換えて、求人やそのアレンジであり、体験や就労訓練でもあるかもしれない。それをどのような方向でつくるのか、個別の支援、個別の対人支援ベースで考えるか、それとも企業や事業者との関係、地域づくりみたいな方向で取り組むのかですね。

これはもう指摘されているところですが、言葉を変えれば、インクルーシブな企業をどうつくるのか、実は就労準備とか就労訓練、就労支援の大事な側面なので、一定の目標にすべきではないかと思っています。

最近、障害者支援のA型やB型事業所が認定就労訓練事業所として活動するケースに少し関わった経験から、就労支援をミッションとしている団体ですら、多様な対象に対する支援プログラムをつくるのにすごく苦勞されている。対象の違いだけではなく、実は、どういうキャリア、職業生活、職業生涯の模索・形成途上なのか、その判断や対応した支援の考え方や内容・プログラムは余り整っていないと思います。日中活動を支えるという中で、就労的な要素をどうするかという考え方では多様な対象の支援は難しいのではないかと。生活困窮の就労支援でも見られる共通の課題で、取りあえず居場所のようなワンステップ

の支援を用意すればそれで終わりのようなキャリアの模索・形成に寄り添う継続的な支援が組みにくい状況になるのではないか。

3つ目は定着支援。定着支援は、障害分野では事業化されましたけれども、生活困窮でも大事だと言われながら、キャリアステップに対応するのではなく、やはり個別支援の範囲を出ていないのではないか。インクルーシブな働く場、企業づくりみたいな内容への深化が今回問われておりそういう事業の内容をどのように規定するのかです。

もう一つ、これは従来余り論じられていないが、教育訓練を利用した就労支援プログラムのあり方です。就労支援サイドをこっち側とすると、訓練は労働政策サイド、あっち側の課題のようですけれども、実はあっち側もこっち側も手をつけていないのです。訓練（あっち側）は、多様な支援・訓練ニーズをお持ちの方、少しでも職業能力、キャリアを伸ばしていきたいというニーズに応えるような訓練をどれだけ用意できたのか。一方、こっち側も、訓練を利用した就労支援なんていうのは実は具体化しているところは少ない。制度的にもひとり親の分野ぐらいで、生活保護分野では訓練を利用した支援プログラムの選択肢なんて聞いたことがありません。

不安定な就業層を含めた困窮層は最初から、学ぶ選択肢から排除されていたと言ってもいいかなあという気がしております。今回のコロナ禍でそういう不安定な就業層がかなり厳しい状況に置かれた。すなわちキャリアの模索形成途上でこういう厳しい局面にあったと、労働施策との連携という論点では済まない、あっち側もこっち側もちゃんと訓練から排除された層にどう向き合うのかという論点で少し議論していただきたい。訓練リストだけがあるだけで、支援プログラムになるかということ、なりません。

先ほどの認定就労訓練所や協力事業所のリストがあれば、それが直ちに支援プログラムになるかということ、それでは利用されません。こういう状況では、制度や事業の活用は進みません。インセンティブ云々ではなく、プログラム自体が今ないのだという認識、どういうプログラムがどういうキャリアステップの人たちに効果があるのかほとんど検証も、具体化もされていない。ただただリストづくりに専念してきたのがこの間の状況ではないか。要するに、支援プログラムづくりや運用はそういう状況だということです。

最後に、就労支援の機能強化は、いろんな部署でテーマになって、多くの部署、多職種、多機関の連携が問われるが、連携だけ言っても動かないので、例えば職リハの分野ですが、アメリカのエンプロイメントファーストは、連邦政府が州や地域あるいは自治体レベルでの連携について、単に情報とかネットワークだけでなく、組織開発とか人材育成までカバーするような推進策を一つの事業として展開されている。それぞれの事業で連携を小出しするだけではなくて、それがどう統合されていくのかがすごく大事になってくるのではないかと思います。

就労というか、キャリアの模索形成の支援という観点から参考資料を御覧いただければと思います。ありがとうございました。

○宮本座長 西岡構成員、ありがとうございました。実は西岡さんもこのことをずうっと

おっしゃっていて、そのことがますます明らかになりつつあると思って聞いておりました。就労への支援でないのですね。就労が支援なのですよ。ところが、なかなかその就労イコール支援のプログラム、今も西岡さん、断言されましたけれども、これが難しいというのが現実ということだと思います。

就労そのもののプロセスが、当事者がいろんなことに気づいて意欲も増すという契機になるわけですが、それを支え切る制度というのは、旧来の自治体の制度が働くか働かないか、就労か福祉かという二分法でやってきたことが、やはりこの自立支援制度の6年間、7年間の歴史の中でもまだ克服されていないという壁の問題もぜひこの検討会で深めていければと思います。ありがとうございました。

続きまして、藤村構成員、お願いいたします。

○藤村構成員 高知市健康福祉部福祉管理課の藤村です。よろしくお願ひいたします。

既にたくさんの皆さんで、今回のテーマといたしましうか、課題とか問題提起をされていますので、私のほうから特にお伝えすべきようなところはないのですけれども、せっかく基礎自治体の職員としてこういった場に参加させていただいていますので、高知市の現状ということでもちょっとお伝えさせていただきたいと思います。

高知市、人口32万程度の中核市ですが、平成30年の10月から就労準備支援事業を開始しておりまして、現在、法に定める必須、任意の全ての事業を行う体制となっております。令和2年度は、どうしてもコロナの関係で住居確保給付金の支給事業が極端に申請が殺到しまして、元年度が9件で71万円程度だったのですが、令和2年度は924件、8200万円余りということで、件数、支給額ともに100倍を超えるような伸びとなっております。

生活保護制度もそうですけれども、生活困窮者自立支援制度におきましては、困窮の原因は様々で、その個々の方とか世帯の方、様々ありますので、本来であれば、対象の方一人一人に丁寧に対応することが重要であるとは考えているのですけれども、現場の最前線にあります自立相談支援機関、高知市の場合は市社協になるのですけれども、ここがどうしても住居確保給付金の申請であったり、先ほどからずっとお話に出ています貸付金の殺到する一時的なニーズの対応に追われまして、本来、この自立支援の強みである継続した伴走的な支援の取組がなかなかできないというところで、勝部さんであったり生水さんであったり、お話が出ていますけれども、そういったところで現場の職員さんのジレンマといたしましうか、疲弊感というところも大きかったのではないかと考えています。

あと、本市もそうですけれども、多くの市町村、基礎自治体におきましては、ワクチンの接種事業であったり、感染拡大が起こったときには、高知市、蔓延防止措置が適用されましたけれども、保健所が行う防疫業務ですね。新規感染者や濃厚接触者への対応とかにどうしても人的な資源を割かれるような状況がありまして、本来業務のほうになかなか傾注できないという状況があるのも事実でございます。

昨年春以降、このコロナのような特殊事情による困窮と平常時の困窮の両方をいかにして支援していくかというところで大変頭を悩ませておるところでございますけれども、

こういった会で様々な立場の委員の皆様から御意見をお伺いして参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○宮本座長 藤村構成員、ありがとうございました。

それでは、行岡構成員、お願いできますでしょうか。

○行岡構成員 資料共有をお願いしたいと思います。

自己紹介のところは読んでおいていただきたいと思うのですが、多重債務問題に関わり始めて16年、家計改善相談に力を主には注いできたという点があります。

今日提出しております資料のところで、新型コロナ感染症前と感染症渦中での家計改善支援のプラン内容の変化ということで、厚労省等のデータは自立相談のデータをよく総合的なところで出されるのですが、家計というところではなかなかデータそのものがつくられていないので出てこないということがあって、私のほうからはそのところに重点を置いて御報告したいと思います。

まず、資料1はコロナの以前の平成30年度と令和元年度（最後の2月、3月でコロナの関係が発生しましたが）の家計プランの内容の変化を押さえております。

この両年を比較すると初回面談件数は749件（平成30年度）と615件（令和元年）、同行の継続支援の件数もプラン件数も余り変わりありません。プランに関する支援回数というのもほとんどコロナの影響は出ていません。

家計プランの内訳も、そういう意味では、このブルーが前年度に比べ10%以上減少し、赤が10%以上増えた分です。平成30年と令和元年を比較するとほとんど変わりありません。プラン内訳で10%以上変わっているのはその他というところが、16%に対して30%で10%以上変わっています。その他というのは、この項目に挙げている以外の支援の内容で、支援のバリエーションが広がったということでもあるのですが、そういう内容です。

その次のところでは、令和元年と、令和2年のコロナ真只中の家計改善支援事業の比較です。これは、資料は福岡圏域の29町2村の5事業所の合計のデータを御紹介しております。

令和元年と比べ令和2年度の相談件数がすごく多いのですが、継続支援というところは、1997件の初回面談に対して981件しかなく、プランは一生懸命立てたが、家計プラン件数に対する平均支援回数はもう圧倒的に減って、令和元年は1.9回対応していたものが令和2年では0.6回しか対応できていません。

それから、プランの内容では、令和元年度よりも令和2年度のコロナの中で減っているのは、債務整理、食料支援、それから生活保護の申請のところ、それとその他というところが減っております。相談支援員からは「事務処理と相談者の対応に追われて、中身のある支援を実施することができなかった。明らかに多重債務状態なのに、そのままそれを放置して貸付あっせんをしないとイケないのが、もう気持ちが引けた」というようなこととか、「債務整理とか生活保護を勧めても、一旦コロナが終われば何とかなるからということで先送りになっている」という意見を聞いていたのですが、そういう意味では、データ

としてもそうなっています。

ところが、家計プランの内訳として上がっていているのは、家計の見直し、家計相談の継続が前年度に比べて10%以上増えています。貸付のあっせんと住居確保給付金が増えており、やはりちゃんと家計の見直しをして家計相談をしないとイケないのではないかと意識があったのですけれども、それ自身は、先ほど言いましたように、支援回数自身は減っていますから、ほとんど対応できずにジレンマを抱えるような結果になっています。

それからあと、貸付のあっせんはコロナ以前は5%だったものが71%を超える感じになっており、住居確保給付金のところは39倍という数字になっていて、お金をあっせんするという仕事にほとんど追われてしまったというのが見えるのではないかと思います。

それと、家計プランの内訳のところ、ちょっと戻りますが、5%以上減っているものとして、滞納税・保険の納付相談と滞納家賃公共料金等の相談も5%ほど、家計プランの内訳は減っているのですね。あともう一つ、年金・手当の増収計画というのも減っていて、問題の先送りという形になっています。貸付や給付があること自身は大事なことだったと思うのですけれども、そちらに流れてしまって、対応自身は大きく遅れてしまったというのがあります。

それから、食料支援のところ10%以上減っているのですが、私どものところ、食料支援は独自に随分前からやっております、そういう意味では、緊急貸付、特例貸付等々があるので、食料支援をしないとイケないほど大変な人たちはこの貸付で救われて、食糧支援が減ったのではないかと見ております。

一応そのようなことと、それから、このようなデータから言っても、そういう意味では、皆さんのおっしゃっているように、貸付とか、それから住居確保給付金というところに全体が流れて行って、本来すべき支援がなかなかできなかったというのがあるのではないかと思います。

それと、先ほどの家計プランの内訳で言うと、10%までの開きはないけれども、5%の増加は、就労による増収計画というのがありまして、そういう意味では、コロナ禍で職を失うなどの減収の中で就労を希望するという人たちの割合はやはり確実に増えているということの意味しているかなと思います。

以上のような状況、全体を見て、私からは、意見というか、検討していただきたいというお願いなのですが、1つは家計改善支援と就労準備支援事業を必須事業とした上で、相談員体制の強化を図ってほしいと思います。コロナが終わったら、一気に家計も就労も解決していかないといけない課題が噴出してくると思いますので、そういう意味では必須事業化してほしいということと、それから2つ目に、緊急避難的な相談支援つきの小口の貸付を家計改善支援事業に付与していただきたいというのがあります。

カンパを集めて、緊急対応のための1万円以内・無利子・証書なしの窓口即決の貸付というのを実施しているのですが、使途は、就労収入や年金、生活保護費が入るまでの生活費や携帯代、ガソリン代、交通費、病院代、水道・光熱費の支払いなどで、これは食料支

援と合わせてやっている、いわばつなぎ資金です。こういう相談支援とセットで、生活再生を確実に進める小口の貸付というのはとても大事で、やはり相談の現場で、今この人に出してあげないと事故につながりかねないという場合もあったりするし、そういうことでの制度というのを考えてほしい。あくまでも貸付とセットでの伴走支援としてです。

○宮本座長 行岡さん、そろそろおまとめください。お願いします。

○行岡構成員 はい。あと3番目が、特例貸付の償還免除対象外の人たちへの柔軟な対応についても考えていただきたいというのと、4つ目が、小規模自治体や町村部の困窮者がZoom等で法テラス等との相談ができるようにしてほしいというようなこと。事情はそこに書いておりますので、そういうことを検討いただきたく思います。

以上です。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、渡辺構成員、お願いいたします。

○渡辺構成員 渡辺です。ありがとうございます。

コロナで、私どもキッズドアは子育て家庭のことをやっておりますので、ぜひそこをお伝えしたいと思っております。本当にコロナで、子育て家庭、今も非常に厳しい状況が続いております、そういった中で、この制度があったのはよかったなと思っておりますけれども、非常に弱点も見えてきたかなと思っております。

私のほうから4つお話ししたいと思います。現在、キッズドアでは、全国の困窮子育て家庭3000世帯を登録していただいて、食料支援、物資支援というものも、学習支援とか居場所の支援に加えて行っているのですけれども、そういった中で出てきたことでございます。

まず1つ目ですが、学習支援、生活支援事業について、これは生活支援まで入れていただいたのは非常によかったかなと思っております。本当に大変な中で学習支援をされている御家庭に、食品、お米をお届けしたり、文具をお渡ししたり、あと、本当に居場所みたいなことをやっている中でお弁当を届けたり、そのようなことをしたのですけれども、割とこれ、生活支援まで枠が入ったことで各自治体さんもやりやすくなったというか、私たちが寄附でいただいたものをお渡ししてもいいですかみたいなことがスムーズになるようになって、すごくよかったなと思っております。

その先、本当にこれはワーキンググループでもぜひお話をさせていただきたいと思うのですが、学習支援、生活支援事業に関してはこれからが本当に重要でございまして、子育て家庭にアンケートをとると、学力が低下したという方が5割近くいらっしゃいます。あと、不登校になってしまったという方も非常に多いですね。8%ぐらいは完全不登校で、25%ぐらいの方が行き渋りがあるというような状況ですし、外国ルーツのお子さんがやはりすごく課題で、ここがつながってくるということがあります。ひとり親でお金がなくて、さらに子どもが不登校でどうしようみたいな相談が出てきておまして、本当に課題がますます複合していく中で、これを学習支援、生活支援事業の中でどう受け止めていくのか

ということはすごく重要でして、それに関しては本当に支援者のスキルを上げていく研修ですとか、スキルを養成していくとか、そういったことも重要ですし、何よりも、この事業自体、これから非常に重要だと思うのですけれども、実は実施する基礎自治体も、コロナの影響で財政が非常に厳しくなる中で、本当は拡大したいのだけれども、どうしても拡大できないとか、本当は居場所もやってみたいのだけれども居場所ができないみたいな話が出てくる中で、ぜひ補助率を2分の1から3分の2に上げていただくとかで、自治体があるような事業がしっかりやれるようにしていただきたいなと思っております。これが1点目です。

2点目ですが、3点目、4点目は軽目なので、2点目ちょっと長くなりますが、要は、子育て家庭、大変なのですけれども、生活困窮者自立支援事業を含め全ての行政事業は子育て家庭に対する配慮というものがないのだなということがすごく、しみじみと感じました。今どういうことが起こっているかという、ひとり親のお母さんとか、非正規でやられている方とか、ふたり親の方もそうです。イベント業などで全く収入が入っていない中で、子どもにごはんを食べさせるお金がないということで、本当に子どもがまともな食事をとれない。肉や魚が食べられないで、卵とか納豆しか蛋白源を与えられないとか、お米がないのでおかゆにしているとか、そういう状況がもう1年半以上続いているわけですね。これをどうにもできないということがやはりすごく国全体としてのおかしいと思うので、私たちがやっているのは、子育て家庭にぜひ現金給付を出してくださいという要望をしましたが、特別にお願いをして現金給付を決めていただかないと出ないという中で、なかなか現金給付もないので、本当に大変な状況になっています。

特に、今でいうと、緊急小口の貸付とか総合支援の貸付になっているのですけれども、まず、貸付であるというところで、非常に子育て家庭に対してはハードルが高い。返済が前提になっているので、例えば、お母さんたちに聞いているのですけれども、借りようと思っただけだけれども、あなた一人で子ども3人育てていて、これ、貸付だけ返済できるのと言われて貸してもらえなかったとか、ひどい話だと、女には貸せないと言われて貸してもらえなかったという話があるのですけれども、そういうことも含めて返済前提なので、返済ができないのではないかとこのところだと貸してもらえないというのが起こります。でも、これはずうっと最初からきていて、ことあるごとに言って、窓口改善を図っていただいているのですけれども、今、8月、9月、この夏休みとかも一段と大変な人が増えて、窓口に行ったけれどもひどい目に遭ったという方がいっぱい来ているので、貸付という制度自体が子育て家庭にはどうなのだろうと思っております。

もう一つは、あわよくば借りられたとしても、返済をしていくということで、これは子どもの貧困の連鎖を助長してしまうのです。少ない収入の中から毎月1万円を返済しなければいけないということは、本当にこのお金があれば子どもを塾に行かせてあげられたのに、このお金があれば部活に行かせられたのに、進学のための貯金にできたのに、このお金を返済に充てなければいけないということで、非常に子どもの可能性が奪われていく

ということになるわけです。

だから、親御さんもそれを思うと、貸付はできるだけ返さなければいけないので、借りたくないという人が多くて、本当に親はまともにごはんを食べないような状況で何とかしていて、結局、お母さんとか親御さんが体を壊す、メンタル壊すとか、本当に物理的な病気になるって、入院するんですとかいう連絡も多くて、本当に子どものことを考えたときに、困窮の子育て家庭に貸付をするという制度がいいのかどうかということはぜひ考えていただきたいですね。

今も、返済免除もあるのですと言うのですけれども、返済免除のレベルが住民税非課税レベルということで、これは本当に低過ぎて、子育て家庭で住民税非課税の方というのは本当にまともな子育てができないようなことなので、もし返済免除ということでやるのであれば、少なくとも高校の授業料免除ぐらいの収入基準まで引き上げてあげないと、非常に負が連鎖、貧困の負が連鎖するという仕組みになっているので、一般の大人だけの困窮と、子どもという扶養家族を抱えている世帯の困窮ということでは将来への影響度が全く違うので、そこに関しては何らかの配慮をするということを通常の制度からやっていかないといけない。通常時に貸付の利用が余りないというのはそういうことかなというのを、やってみながらすごく思いました。そこが2点目です。

3つ目は、先ほどから就労の話が出ていますけれども、今回も本当に女性の貧困とか言われていますが、女性の就労の問題、非常に大きい。また、若年の方も大きいですけれども、何かというと、失職をしているわけではなくて、非正規で仕事をしているのだけでも生活に十分な収入がないという方が非常に多く出るのでですね。ワーキングプアという中で、ここの方をどうするのかということで、先ほど西岡さんがおっしゃっていましたが、まともな給料を得られるための就業トレーニングだとか、例えばパソコンを使えるようにするとか、もうちょっと前向きに意欲を押し、今の状態から抜け出すようなことをするとか、そういうことが大事なのではないかなと思っています。

私たちも、オンラインを使ってお母さんたちに就労支援を行っているのですけれども、そんなに学校に行くほど大変なことではなく、1.5時間×隔週6回みたいなことでも大分前向きになるようなことが出てきていて、仕事をしているけれども十分な収入がない方たちをどうしていくのかというのが、生活困窮者自立支援でやるのがいいのかどうか分からないですが、国としては本当に抜けていて、ここをやらない限りは本当に分厚い中間層というものにはならないだろうなと思いますし、本当に困窮しているということが続いてしまうと思っています。

4つ目、最後になりますが、これも関連してですが、生活保護と困窮の自立支援をどうしていくかといいますか、そこが非常にあって、私たちが保護者の方に、今、3000世帯を見ているけれども、収入でいくと、昨年度の年収が200万円未満の方が65%、300万円まで入れると88%ぐらいになるような方たちで、貯蓄も10万円以下の方が5割ということなので、生活保護で全くおかしくないのですけれども、生活保護を受けていらっしゃる方は

非常に少なく、生活保護どうですかと聞いても、できるなら利用したくないという方が62%で、どんなに苦しくても申請したくないという方が22%いらっしゃいます。

要は、この方たち、非常に就労意欲が高くて、何とか働いて子どもたちを育てていきたいのだという方なわけです。ただ、今現実的にはちょっと働けなくて、収入がなくて、子どもを食べさせられない、家賃を払えない、生活ができないという人たちをどうしていくのかというのは、やはり現行の生活保護の制度よりはもう少し給付付きの就労訓練を大胆に拡大していくとか、そういうことをして、生活保護に陥る前にどう救っていくのかということをやっていたほうが、本当に最終的に得るものが大きいのではないかなというののはしみじみと感じているところです。

私からは以上です。

○宮本座長 皆さん、ありがとうございます。最初は3分間ということでお願いはしていたのですが、やはり、案の定というか、予想どおりというか、そこではおさまらず、まだ10分ぐらひはありますけれども、残りの時間、かなり制約されています。最初のほうで、朝比奈さんとか綾さんとか、3分、かなり厳格に守っていただいた方、やや申し訳なかったというところもあったりするので、何か補足していただいても構いませんし、全く新しい議論を出していただいても構いません。

1つだけ申し上げておくと、今、皆さんの御意見を伺って、コロナ禍の中で浮上した問題、かなりもう皆さんの認識は共通である。何をしなければいけないかということはもう大体見えてきている。そうではなくて、どうできるのか、何をすれば可能になるのかということで議論していくべきところがあるのかなとも思っております。その辺りを含めて、皆さんのほうから補足的に。

では、朝比奈構成員、お願いします。

○朝比奈構成員 朝比奈です。ありがとうございます。短目にお話しします。

ワーキンググループの中で、貧困の連鎖ということで各事業ごとのワーキンググループにテーマ設定がされていますが、この貧困の連鎖というのはまさに横断的な課題だろうと思っています。この間、20代の相談が増えていますけれども、18歳を超えた人たちも含めて、家族を頼れない子どもたち、若者たちというのがやはり漂流していて、私たちがつかまえてあげられない。この人たちのことを思うと、地域づくりのありようとか、居場所づくりのありようとか、孤独・孤立の捉え方というのが少し違ってくるところもあるのではないかな。

たとえば言えば、先ほど奥田構成員から居住支援のお話があったかと思うのですが、例えば私が知っている若者で言えば、家族、友人を頼れたというお話もありましたが、その家族がやっと抜け出した支配的な毒親のもとだったり、それから、知人というのが危ない先輩だったり、SNSで知り合った今日泊めてくれる「泊メオ」だったりするわけで、あの中にもかなりいろんな要素が含まれてくる。そこを子どもたち、若者たちの視点でぜひ捉えて、再構築をしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、勝部構成員、お願いします。

○勝部構成員 この間、孤立担当大臣というのができて、我々の議論の中から社会的孤立という問題がかなりクローズアップされたということであるのですが、日本とアメリカとイギリス、3カ国で孤立というのが自己責任かどうかというのを比較した調査があって、日本人は44%が自己責任だと言っていたという話なのですが、こっちの議論は、生活困窮と孤立というのが同じベースの問題だという話になっているかということ、孤独・孤立は、そちらの委員会だけで議論しているというムードをちょっと感じたのですね。

いろいろなところから派生している問題、最初からのお話に戻りますけれども、出てきたことのワードだけから、またそこを議論していくようなお話ではなくて、この国の抱える構造的な問題の中から様々な問題が出てきているというところをしっかりと包括的に結びつけていけるような仕組みをちゃんとつくっておかないと、問題についてはいろいろと動いて解決しているようだけれども、結局何も解決していかないみたいなことになりはしないかという懸念がありますので、またそこも御検討いただきたいと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今、勝部委員から孤独・孤立問題の御指摘がありました。本当につながりというのは幸福に直結すると同時に苦しみの源でもあったりするので、つながりというのは極めてもろ刃の剣であるわけで、その辺りを分かった孤独・孤立対策、これが求められているのかなあとと思います。いかがでしょうか。

同時に、何をやらなければいけないかといったときに、しばしば連携という言葉でお茶を濁すということがあって、以前も報告書にいろいろ連携とあって、事務局に「連携」という言葉を半分にしてくださいとお願いしたこともあるのですが、言葉でお茶を濁さず、それができる、やりたくなるという条件をまさに自治体でどうつくっていくのかということが、今日、皆さんの議論の中から浮上しているなあとと思います。

奥田構成員、お願いします。

○奥田構成員 池田さんがさっきおっしゃったように、最終的には地域づくりだったり、ある程度迷惑かけ合うような共同体の形、この国というか、この社会の形そのものの議論になると思うのですが、それは一方であって、一方で、要するに、我々、支援者目線で事柄の議論をしていると思うのですね。だけど、多分大事なのは、池田さん言ったみたいに、日常だったり当事者目線でもうちょっとものを考えないと、我々は多分、支援の窓口に来た人が対象者だと思っているけれども、実は来ていない人が地域にいっぱいいて、その一番横にいるのは当事者同士なのですね。

だから、当事者目線で切り口を持っているか、支援者目線で制度や窓口をどう拡充するかということは並行して行わないと、いつまでたっても、我々、アウトリーチをやるのだと言って、この制度を最初から議論していたけれども、実際始まってみると、やはり相談

窓口で待っている。アウトリーチというのはその次の段階で出てきて、相談窓口一回つながったけれども、来ないから見に行きましょうという、その第二ステップのアウトリーチはできるようにある程度なっているとは思っただけけれども、全くその地域という当事者目線の部分でのつながりというのはないと思うのですね。

だから、そういうことで言うと、どんないい制度であったとしても、例えば私たちは9月から、厚労省から頼まれて、住まいの相談窓口、電話とメールでやったのですね。驚くほど、住居確保給付金のことさえ知らなかった人たちが、行き場がなくてここに電話した。けれども、ここに電話した人はもう既に支援対象者なのです。だから、その手前のところでどう伝えるのかというのを当事者目線とか当事者フィールドで構築しないと、多分うまくいかない。どんないい制度をつくってもうまくいかないと思うのですね。

だから、そういう意味で、まさに重層型なんかの地域づくりになっていくし、もともとこの制度の中でも、地域どうつくるか、資源どうつくるかという話だったけれども、より一層手前のところでキャッチするには、当事者フィールドというものを意識しないと、支援者目線だけの議論を目茶苦茶高度に構築しても、多分つながらないのではないかというのが、スマホをやっても実感だし、ホームレス支援なんかは、夜ずうっと出かけて、歩いて歩いて足で稼いだわけですね。だけど、これがこの制度では、5時半でおしまいみたいな話になるとなかなか難しい。そうになると、やはり当事者部分というか、日常性みたいなものをどう巻き込むかという議論を、これは難しいですよ。理屈としては分かるかもしれないけれども、では具体的に何するのと言われてたら相当難しいのだけれども、私はやはり、今回のことで、当事者の横に誰がいるかで決まるというのはすごく感じていますね。

すみません。漠とした議論で。

○宮本座長 ありがとうございます。

続きまして、池田構成員、お願いします。

○池田構成員 すみません。時間なのに申し訳ないです。

今の奥田委員の話もそうですけれども、案外、住民の皆さんは気づいている部分があるのではないかなと思っています。ただ、どうしても私たちが地域に入ったときに住民の皆さんに課題探しを要求するわけですね。課題探しを要求してしまうと、課題探しになってしまうのです。でも、実は気になっていることとか自分たちが今やっていることを聞くと、できるだけ孤立にならないようにつながるようなことをされていることが多くて、それが、結果、活躍支援というか、中間的就労っぽい、それぞれの地域の中での活躍につながっていて、それが、結果、つながりになっているのではないかと思うので、ちょっとこの辺の視点も変えていく必要があるかなと思っています。

もう一つだけ、俗っぽい話で恐縮ですが、私たちの多くが川の字で育ってきていて、川の字で育つときの、これから寒くなったり、体調の悪いときって、一緒に寝ている家族のぬくもりとか寝息がとても安心感につながっていて、実は結構、弱くなると人が恋しくなる、一人で生きること、すごくつらい精神構造を私たち持っているのではないかなと実は

思っていて、その意味での、つながっていくというところの弱いのだというところと、それから、先ほど申し上げましたけれども、単身世帯がそれでも増えている。なおかつ、単身世帯で寂しいから犬や猫のペットを飼ってしまうと、そのペットとおつき合いしていれば人とつき合わなくも済んでしまって、また孤立を助長しているような部分もあるのではないかなと思っていて、つながっていくということは何なのかというところも、住民の皆さんや当事者の方と、できれば子どものうちからそういうことを考えていくようなことが必要なのではないかなと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。

皆さん、本当にしっかり熱く語っていただいたおかげで、ずうっと高い緊張感持った議論を続けることができました。皆さんがおっしゃっていたこと、先ほど申し上げたように、かなり同じ方向を向いていて、最後に奥田委員から巻き込みという言葉が出ましたけれども、当事者を巻き込むということに加えて、皆さん共通しておっしゃったのが自治体支援現場を巻き込んでいく。少なくともそこを邪魔しない。新しい制度をつくることがまたそこで仕事をやりにくくしてしまうという愚は冒さないということ。

それから、渡辺構成員も言っていただきましたけれども、現金給付、所得保障、貸付でいいのだろうか。これは、確かにこの検討会の中で解決できる問題ではないのですけれども、まさにこの検討会が議論していくことの本質にも関わっているわけで、そうした問題をこの検討会としてどのように扱うことができるのか、これは事務局の皆さんにもお考えいただきたいし、皆さんにもぜひお知恵を出していただければと思っております。他部局の巻き込みということも関わってくる3つの巻き込みをいかに進めていくかということも皆さんの議論から浮上したのかなと思います。

それでは、ここで事務局にお返しして、次回以降の御案内等をお願いできればと思えます。

○唐木室長 ありがとうございます。

最後に、次回につきましては、1月下旬にオンラインでの開催を予定しており、現在、皆様に日程をお伺いしておるところでございます。正式な開催通知につきましては追って御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

○宮本座長 それでは、本日の議論、ここまでとさせていただきます。昼食時であるにもかかわらず、御協力、御参加いただき、誠にありがとうございます。次回もまたよろしくお願いいたします。